

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成29年3月7日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 1名

- 13番 市川圭一君

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

# 平成29年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成29年3月7日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○副議長(尾野政子君) おはようございます。

13番市川圭一君より欠席の届け出がありました。

経済部次長より、昨日の答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

経済部次長小川茂生君。

○経済部次長(小川茂生君) 昨日の石原議員の市営青果市場の一般質問の答弁の中で、売り上げを1,000万円と申し上げましたが、約1億2,000万円に訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○副議長(尾野政子君) これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○副議長(尾野政子君) 初めに、10番甲斐徳之助君。

[10番甲斐徳之助君登壇]

○10番(甲斐徳之助君) 皆様、改まりましておはようございます。2日目、どうぞよろしくお願いたします。創政クラブ所属甲斐徳之助です。前回に引き続き、地域の皆様の声を市政に届けるべく活動し、また皆様の疑問や正確な情報が欲しいとの質問をしまいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

全体で大きく分けて4項目の質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税制度についての今後の取り組みの質問をいたします。

最初にふるさと納税制度の説明と本市の見解を求めます。

○副議長(尾野政子君) 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長(小林和夫君) ふるさと納税制度とは、納税者が自分の居住地である自治体ではなく、自分が育ったふるさとや自分にゆかりのある自治体、魅力的な施策を行う自治体など

に税金を納めることができるようにすることを目的に創設された制度です。納税者が応援したい自治体に寄附することにより、2,000円を超える額が居住自治体に納める住民税などから控除される仕組みで自分の意思で自由に寄附する自治体を選ぶことができることから、多くの自治体が返礼品として送る地域の特産品が人気を呼び、全国的にふるさと納税額が大幅に増加しているところでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） よくわかる御説明ありがとうございます。

それを踏まえまして、以前の答弁にて牛久市を広く知っていただく機会になるとありましたが、税収として今現時点プラス事業となっているのか、マイナス事業となっているのか、始めてからの実績はどうなっているのかを改めて質問いたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市では、平成27年4月からインターネットでのふるさと納税を受け付けており、寄附額1万円につき地元の特産品を1品、返礼品としてお送りしております。インターネットでの受け付けを開始したことにより、平成27年度は47都道府県の方々から2,878件のふるさと納税をいただいております。平成27年度の牛久市に対するふるさと納税の総額は約3,515万円となっており、ここから返礼品の品物代、送料、金融機関の取り扱い手数料などの経費約1,739万円を差し引くと約1,776万円のプラスとなります。

一方、牛久市民が他市町村へふるさと納税をすることにより、本来牛久市へ納めるはずであった市民税から控除された額は、平成27年分の数字ではありますが、約3,406万円となっており、牛久市へのふるさと納税のプラス分から差し引きますと、ふるさと納税制度における牛久市の収支はマイナス約1,630万円となります。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 1,630万円マイナスということで承りました。重ねまして、ほか自治体においてはマイナス分を国からの交付金措置でなされていると思いますが、本牛久市においてはどれくらい見込んでいらっしゃるのかも確認させていただきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市民が他市町村へふるさと納税をすることによる税収の減収分は基準財政収入の減少とされ、地方交付税算定の際その約75%が算入されるとはされておりますけれども、この減収分の75%の額がそのまま市の歳入となるわけではないため、結

果としてどれくらいの金額が歳入として見込めるかはわからない状況でございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） また、返礼品競争等が過熱しているとし、総務省が改善策を検証しているとの発表がありました。返礼品などを姉妹都市などのものも扱うというケースもあるようですが、牛久市においては今後取り組みをどう考えていくのかをお尋ねします。

並びに、広く多岐にわたり商品の品ぞろえ等をしていくのかあるいは縮小していくのかもお答えいただきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） 返礼品についての今後の方向性についてお答えいたします。

まず、姉妹都市の返礼品の取り扱いとの御質問でございますが、現在友好都市でありますイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市のキアンティワインを輸入代理店を通して市内の事業者が仕入れ、他の商品と組み合わせセットにした返礼品が6種類ほどございます。牛久市におきましては市内の商工振興を第一に考え、地場産品の中から魅力ある特産品を選定しており、姉妹都市の商品を市内事業者を通さずに単独で返礼品に選定する考えは今のところございません。

返礼品の選定につきましては、全くかわりのない地域のものを返礼品に選びネットショッピングと見間違うような品ぞろえで寄附額を伸ばしている自治体もございますが、牛久市におきましては今後もこれまで同様牛久市の地場産品を送ったことがきっかけとなって、当該商品のファンになっていただきたいという視点に立って選定するとともに、より魅力ある返礼品となるよう継続的に見直しを図ってまいりたいと考えております。

まずは、市内でできる体験型の返礼品の導入のほか、現在は寄附額1万円につき1つの返礼品をお送りしておりますが、寄附額が3万円や5万円の場合にも選べる返礼品を導入して、バラエティーに富んだ返礼品を選択できるようにするなど積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 今の御質問でいきますと、商品の品ぞろえは拡大していくという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） 当然、商品も拡大していくと。ただ、商品だけでなく先ほどもお話ししたとおり体験型の返礼品とか、いろいろな意味で返礼品を考えていきたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

この商品を整えていく、また地場産業の育成も念頭にという、以前にもお伺いしていますので、今後国の制度が続く限り魅力ある商品提供を期待しています。

また、きょうお話を別の機会にいただきまして、例えば守谷市なんかですとアサヒビールの企業ということで5,000万円程度のプラス事業になっているということで、そのような民間企業とのタイアップ等もできるよう、企業誘致等も含めてお願いしながら次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目の質問といたしまして、牛久駅前バス乗り場並びに公共交通についての質問をいたします。

昨今では、交流人口増加事業の取り組みが多くの方に尽力されていると思われ、大変うれしく思っているところであります。その中で、せっかく牛久にお越しいただいた方や利用者へバス乗り場などの交通案内のサインが不十分と見受けられますが、改善する考えはないでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、牛久駅東バス乗り場の標示についてお答えいたします。

昨年7月に東口の整備が完了し、ロータリーが一般車乗車レーンと公共交通レーンに分けられ、道路上とロータリー内にその区分が標示されました。公共交通レーンには路線バス、コミュニティバスかっぱ号、企業バス、病院送迎バスなどのバス停が設置されております。駅からエスカレーターまたは階段でおりたところにロータリー内のバス停案内標示板がございますが、議員御指摘のとおり、そこからバス停は見つけにくい状況がございます。

駅を利用する方々からもわかりにくいとお話があり、今回ロータリーの屋根の柱にバス停案内標示板と同じ番号を柱の両側に取りつける工事を実施いたします。1、2番が路線バス、3番がかっぱ号、4番が病院送迎バスとなります。取り付け工事は3月中に完了予定となっております。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。3月中に完了予定ということでぜひに取り組んでいただきたいと思います。大きな交通サイン、標示サインということでどこどこ方面行きとわかりやすく標示していただければより便利になるのかなと思います。

重ねまして、公共交通の確認をさせていただきます。通勤通学など交通手段等選択されている方への交通手段の提供としてはどのように考えていらっしゃいますか。例えば、牛久駅を発着とする路線網はどうか、現状をお示しいただきたいと思います。

あわせて、利用率はどのように行政側で把握されているかも確認いたします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） コミュニティーバスかっぱ号では、通勤、通学で御利用いただくため、平成25年度より通勤ライナーをJR牛久駅に向かう上柏田、むつみルート、さくら台、みどり野ルートの2ルートで運行しております。年々利用されている方がふえて平成27年度は4万3,000人を超える方々に御利用いただき、今年度も4万4,000人以上の方々に御利用いただける見込みでございます。

以前実施いたしました市民アンケートでも約7割の方に有効な施策であるとの評価をいただいております。かっぱ号、路線バスともにJR牛久駅東西口が発着地点となっており、常磐線を利用し通勤、通学される方々の交通手段としての重要な役割を果たしていることと認識しております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 時間のダイヤは適正であるかどうかともあわせてお知らせ願います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 「上柏田・むつみルート」は朝5時31分発の第1便から7時45分発牛久駅着までの6便と夕方は牛久駅5時50分発から9時12分発までの9便、「さくら台・みどり野ルート」は朝5時26分発から7時30分牛久駅着までの4便、夕方は牛久駅5時50分発から8時40分発までの5便を運行しております。

このように、両ルートとも通勤通学者が利用しやすいダイヤ設定となっていると認識しております。

今後も乗降実績を分析・研究し、運行委託しておりますバス事業者と協議し、より御利用いただけるダイヤにしていきたいと思いますと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ダイヤはおおむね良好と認識いたしましたが、ただ帰宅時間帯はもうちょっと遅い時間帯もあっていいのかなと思います。

といいますのも、都市圏から帰ってこられる、そこを目指すところでありますと上野駅発から牛久駅着はもうちょっと遅い時間帯の人もいらっしゃると思いますので、少し見直すといえますか、検討していただければうれしいなと思います。

あわせて、次の質問に移らせていただきますと、現状で宅地がある地域でのかっぱ号などの交通網の不十分地域は、市側で認識されているかどうかともあわせて確認したいと思います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） かっぱ号のルートにつきましては昨年策定いたしました牛



久市公共交通網形成計画において、市街化区域と郊外団地をバス路線でカバーすることを目標としておりますが、現在一部でしか運行していないのがひたち野地区であることは認識しております。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ひたち野地区での増便拡大のお考えはございますか。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） ひたち野地区での今後の計画についてでございますが、先ほどの御答弁でお答えいたしました牛久市地域公共交通網形成計画では、市街化区域と郊外団地はバス路線でカバーする地域として計画しております。そして、かっぱ号の新規ルート導入地域として、定住人口が増加しているひたち野地区を検討することとなっております。

現在、かっぱ号は5台の車両で通勤ライナー2ルートと日中6ルートを車両をやりくりしながら運行しております。

ルートを新設するには、車両をふやさなければ困難であることは明白でございます。厳しい財政状況ではございますけれども、近い将来何とか財源を確保し、新規ルートの導入に向けて努力してまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ぜひ、導入努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

常時、デイリーワークとして利用する方への配慮を考えますと、駅から派生する路線の拡充は必須であり、多くの交通網があることは居住の選択肢として求められていることと考えられます。住民増加施策にもつながるような重要な取り組みとして、駅を中心とした交通網の拡充を進めていただくようお願いし、次の質問に行きたいと思ひます。

3つ目の質問となります。デイサービス事業のあり方について確認をさせてください。市の補助金助成金などは出ているのでしょうか。また受益者負担はどのようになっているのかお示しいただきたいと思ひます。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） デイサービスの運営に対する市の補助金はございません。デイサービスの事業所は介護保険の報酬をもとに運営がされております。また、デイサービスを利用する際の費用についてですが、利用者は1回当たり介護報酬に決められた報酬の1割または2割分を、月ごとにデイサービス事業所に支払いをしていただき、介護報酬の8割または9割分をデイサービス事業所が茨城県国保連合会に月決めで請求し、茨城県国保連合会を通し

でデイサービス事業者に介護報酬が支払われます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 要介護別の負担割合があると認識しておりますが、負担割合についても再度お示しいただきたいなと思います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護報酬は要介護度により決定されており、要介護度が重くなると介護報酬が高くなる仕組みとなっております。例えば、要介護1の方がデイサービスを1回利用した場合、介護報酬総額10割分で約6,560円かかります。そのうち、利用者負担が1割の方ですと656円を自己負担していただき、残り9割分の5,904円をデイサービス事業者が茨城県国保連合会へ請求し、支払いを受けます。要介護3の方を例にしますと、1回当たり介護報酬総額が約8,980円かかります。そのうち、利用者負担が1割の方ですと898円を自己負担していただき、残り9割分の8,082円をデイサービス事業者が茨城県国保連合会に請求し、支払いを受ける仕組みとなっております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） よくわかりました。ありがとうございます。

市内の事業者はどれくらいの件数があるのでしょうか。また、その事業者における法の認可と有資格者などの条件面は、どのようになっているのかも確認させていただきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 本年1月末現在、市内には26カ所のデイサービス事業所がございます。デイサービス事業は介護保険法に定める指定基準である人員基準、設備基準、運営基準を満たした上で開設が許可され、1日の利用定員が19名以上の事業所は茨城県が指定権者となります。また、利用定員18名以下の事業所は平成28年4月1日より、介護保険法の改正によりまして、地域密着型サービスに位置づけられ牛久市が指定権者となっており、市内26のデイサービス事業所のうち11の事業所が牛久市が指定権者となる事業所となっております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 18名以下事業所が11カ所ということでよかったのでしょうか。その対象業者さんに対しての行政指導は、どのように市が行っているのかも質問させていただきます。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市が指定権者となっております市内11カ所のデイサービス事業所は、牛久市が指導監督をすることになりますので、今後定期的に指導を実施してまいります。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 定期指導ということで認識しました。よろしく願います。

あわせて、次の質問に移ります。他県ではありますが、例として高齢者の安否確認やUターン就職の増加に大きく貢献しています石川県小松市に西園寺温泉というところがあります。こちらは古い廃寺を再利用し、温泉に改造したそうであります。今はまだ行政区だけの取り組みであるようですが、各地方自治体の注目を集めております。高齢者の安否確認という観念で入浴に来られた方々のお名前の入った名札をにかけているようでもありました。札はともかく、皆様のたまり場になるような場所づくりなどに取り組んでいるようであります。本市もそのような事業はあるのかを確認します。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市の独居高齢者は年々増加しておりまして、平成28年4月の調査では2,033人を数え、見守りが必要な方については見守り台帳への登録を推進しているとともに、地区の民生委員や関係者が訪問し、見守りに取り組んでいただいているほか、民間事業者と協定を結び、日々の業務の中で異変に気づいた際には市への連絡をお願いしているところです。

たまり場づくりにつきましては、現在社会福祉協議会においてふれあいサロン事業を展開しております。見守りを兼ねたたまり場づくりについては、今後地域の実情などを勘案しながら、関係機関と研究してまいります。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 見守り事業は前回の一般質問で確認させていただきました。たまり場は、具体的には何をやっていらっしゃるのかも再度確認します。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） たまり場の事業につきましては、地区によってさまざまな取り組みを行っていただいておりますが、例えば、体操ですね、シルバーリハビリ体操やかっぱつ体操などの取り組み、また茶話会など集まっていただいております。また、さまざまな地区に応じて対応していただいているところです。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 済みません。サロンという認識でよろしいですかね。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

サロン、一つの運営団体としてはサロンを実施する任意団体が実施主体となる社会福祉協議会へ登録する仕組みとなっております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） わかりました。

こちらの質問、締めに入ります。

最後の、今後たまり場構想においてどのように展開されていくか、本市の事業展開の認識を確認することと、また先ほど例に出しました牛久市で管理できるような入浴施設の設置運営の考えもないかお聞きしたいと思います。こちらは、交流人口増加対策の事業としても私は切望している事業でありますので、重ねて御質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） たまり場づくりにつきましては、今後行政区等との枠組みの中で進めていきたいと考えております。また、市で管理できるような施設ということでは現在牛久市におきましては高齢者の入浴施設、たまり場ということで牛久市総合福祉センターがございます。こちらではお風呂のほかにカラオケや囲碁、将棋などがありまして、月平均約5,000人を超える方に利用いただいているところでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

今後のビジョン確認のほうはどのようなのでしょうか。再度御質問します。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。再度お願いたします。

○10番（甲斐徳之助君） 今後、入浴施設等の設置及び運営等のビジョンはないかどうか、あわせてもう一度確認いたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、今現在牛久市では総合福祉センターで入浴施設ということ

で管理運営しているところでありまして、新しい施設というと、今のところ計画はございません。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ぜひ、新しい入浴施設をつくれるようお願いして次の質問に移りたいと思います。

最後になりますが、スポーツ支援事業の確認をさせていただきます。

プロの世界での成功に係る経済効果はせんだって稀勢の里関の初優勝、横綱昇進の盛況ぶりに皆様おのおの体感されたことは記憶に新しいことであります。さまざまなスポーツ、競技がありますが、プロスポーツを目指す支援においてもまちづくりの一端を担うことができると十分認識されたことでしょう。

周知のとおり、2年度に茨城国体や東京オリンピックを控えております。メダリストなどは幼少のころから英才教育で育っている方がほとんどであるのが現状です。幼少期のころから、プロ志向の教育環境を提供することもまちづくりの一環ではないでしょうか。

今、牛久市では奥野地区において英語教育に特化した学園構想を進めているところですが、スポーツ環境におかれましては指導者の招聘やそのあり方、特別学級の設置など検討できないかお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 特別学級の取り組みについてお答えいたします。

市内にはすばらしい特技を持った子供たちがたくさんいます。先日、向台小学校5年生がスノーボードの関東東北大会の一般の部で成人にまじって参加し、見事優勝しました。神谷小学校4年生にはレスリングの4年生の部での日本チャンピオンがいます。牛久一中には学校外部で相撲をしている生徒が2人おまして、2年生の生徒が県大会で2位になり全国大会に出場しております。昨年度は牛久南中にもクライミングの茨城県チャンピオンがいました。皆さん、学校の部活動ではありませんが、保護者の熱心な取り組みで学校生活と両立しております。

ただ、中学校では学習指導要領に定められた授業を行いますので、教科を体育に振り分けるようなスポーツに特化した学級をつくることはできないと考えております。ただ、外部の団体に入りさまざまなスポーツに取り組んでいる生徒に対して、大会への配慮や頑張っている様子を学校の友達にお知らせしながら応援するといった取り組みをしている現状です。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 別の観点からプロスポーツを目指す子供たちへの将来的な援助を

どのように考えるのかもお尋ねさせていただきます。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 援助というと、奨学金等の感じでしょうか。

それにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、公立学校内では特別なクラスをつくってそこに奨学金を出すといった制度は難しいと考えています。また、小中学生はスポーツに限らず音楽や芸術文化など学校外でさまざまな教育を受けています。その中で、スポーツに関する特別な教育を受けている生徒に奨学金という形は、現在のところ難しい現状ではないかなと考えています。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） お隣のつくば市におきまして、プロバスケットボールbリーグチームが発足しました。そんな中、茨城県県南地区は女子バスケットボールのレベルが高いと聞いています。学校教育や部活動にあるバスケットボールについても、取り組みなど広域連携をするまちづくりの一環とし、考えてみてもいいのじゃないかなと考えますので、よろしく願います。

最後に、指導者についての御質問をします。学校教育の中で部活動の顧問はできても指導者にはなれないといった声がよく聞かれます。その辺についての対応はどのようにされているのか質問させていただきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、教職員の人事異動が行われています。毎年、牛久で育った多くの先生方が他市町村に異動して、60人近い先生方がまた新しく牛久に入ってきます。特に、中学校の先生方の異動に関しては、国語の先生が抜けると国語の先生が入ってくるといったように、教科によって人事交流が行われるため部活動の顧問まで調整できない現状です。その結果、運動の経験がない先生が顧問となって指導するため、部活動の指導の継続性がないといった現状も生まれています。そこで外部指導者の皆様に御協力いただき、現在は9人の方々が生市内の各中学校で部活動支援をしていただいている状況です。

ただ、これまでも何人かの方々に外部指導者になっていただいているのですが、部活動には教育といった側面と勝利を目指すといった側面があり、外部指導者と顧問の先生の連携がうまくいかず、やめていかれた方もおります。また、必要な指導者がいなかったり、いても学校の部活動の時間に合わなかったりなどの問題もありました。

これからは、国の方向として学校教育法施行規則というのがこの4月から改正されるため、外部指導者が独自に部活動指導員として位置づけられる予定です。これによって、顧問の教師

がいなくても外部指導者だけで試合の引率ができるようになり、教師の負担軽減も図られると思います。

市内の、牛久第二中学校などは流通経済大学と距離が近いために、流通経済大学の学生さんをお願いしてテニス教室や野球教室を開いてほしいという思いを持っており、計画を進めようとしております。牛久市といたしましても、これからは広く地域の方々から指導者を見つけ、人材バンクを充実していく中で、スポーツ選手の育ちを支援していきたいと思っています。

○副議長（尾野政子君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 多くの指導者を人材バンクで充実させていただくと認識させていただきました。子供たちにとってよりよい指導者を集めていただきますようお願いして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（尾野政子君） 以上で、10番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時38分休憩

---

午前10時50分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） 今回も、一般質問につきましては一問一答方式でお願いします。

会派は市民クラブ民進党の黒木のぶ子です。

最初に、教育について質問いたします。

今、天下りあっせん問題等で揺れております文科省より、2月14日に幼稚園の教育要領と小中学校の学習指導要領が公表されました。その内容といたしましては道徳が特別な教科として教科化されることとなり、当然授業では文部科学大臣による検定に合格した教科書が使われることとなります。

今回、道徳が教科化されたということは、戦後の学校教育にとりましてとても大きな変化を意味しているのではないかと考えられます。戦後の学校教育では、一貫して道徳を教科制という形はとってきませんでしたが、今回道徳が教科化するということでありますので、この意味するところをちょっと現場の自治体の教育理念といいますか、そういうことに関しまして少々お伺いしたいと思います。

戦前には親孝行という大義名分から始まり、忠君愛国を修身科教育を国定教科書、つまり検

定に合格した教科書を使っての道徳教育をされた結果が、国のためにはあるいは天皇のためには命を捧げるべきという教育だったことによって第二次大戦へと流されていったことは、誰もが承知し、そして先輩の人たちから聞いていることだと思いますが、そのような過去の悲惨な戦争という歴史の深い反省から、現在のような教科外活動の指導として特設の道徳時間となっております。

今までも青少年犯罪の凶悪化や社会モラルの低下を口実に、道徳の教科化という声がたびたび出てはきましたが、その都度修身科の復活につながるとの厳しい批判が各界からそれぞれ出、大論争が繰り返されてきた結果、道徳は教科化されなかったわけです。しかしながら、誰もが心配し懸念していることは、幼稚園の教育要領や小中学校の道徳の教科化ばかりではなく、保育所の保育指針改定案、これは2018年度から適用となりますが、3歳以上の子供を対象として文化や伝統に親しむ例としまして国歌が盛り込まれて、保育所内外つまり保育所行事、卒園式とか入園式とか運動会という行事に際しまして、国旗に親しむと明記されております。親しむという言葉は大変、考えますと何か強制力はないように感じますが、小中学校の学習指導要領も幼稚園の教育要領もこれは法的な拘束があります。ですから、先ほど申しましたように大変危惧されているということです。

今までの安倍総理のいろいろな政権の中で、数の力に任せて強行採決してきました。例えば、特定秘密保護法や戦争法と言われます集団的自衛権、その他もろもろのことを考えれば今回の道徳の教科化は国による教育統制であり、価値観の統制ではないのかと大変疑念が生じてまいります。そうした中、現場の教育を預かる先生方が、現在の道徳をどのように教えているのかを伺いたいと思います。

**○副議長（尾野政子君）** 教育長染谷郁夫君。

**○教育長（染谷郁夫君）** 現状の道徳ですが、その前に議員御指摘の今回改正される保育所の保育指針及び幼稚園の教育要領の改定案には、環境という領域の内容の一つとして文化や伝統に親しむ際には正月や節句など、我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、童歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすることと記載されました。

現在の道徳教育ですが、週1時間の道徳の時間だけでなく学校教育全体を通じて行うものとなっています。この週1時間行われる道徳の時間は、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを、道徳の目標に基づき、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などと関連を図りながら、道徳的な価値を自覚させたり自己の生き方について考えを深めさせたり、道徳的な実践力を育成するということを目標に行っています。

具体的に指導する内容ですが、4つに分かれています。1つは自分自身に関すること、次に



ほかの人とのかかわりに関すること、3つ目は人として自然や崇高なもののかかわりに関すること。4つ目として集団や社会とのかかわりに関することと4つに分類されています。さらに、その中を健康とか友情とか生命尊重とか、家族愛とかいうように1時間、1時間目標を決めて授業をしています。

これらには、地域教材も含まれておりまして、キムラヤのあんぱんとか小川芋銭とか牛久沼のコブハクチョウの歴史を取り扱った白鳥の卵といったものもあります。こうした授業を展開する上で、教師が一方的に価値を押しつけるのではなく、子供たち同士の対話的な学びの中で主体的に判断し、実践していけるような力を育てている現状です。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま、教育長から答弁いただきまして、今現在の道徳の位置づけとしては教師が道徳的な価値を押しつけるのではなくて、本当に人間としてどう生きるべきか、社会人としてどう育っていったらいいのかというような、さまざまな実践を通して育成することを目標としているということでもありますけれども、先ほど申しましたように、今回の指導要領、小中学校の学習指導要領、そしてまた幼稚園の教育指導要領などを踏まえたと、それともう一つ一番これから、今大変国会のほう白熱している状態でもありますけれども、改憲ですね。

改憲の中には国家があって国民がいるという素案の骨子を読みますと、今回の今申しました指導要領につきましては当然そのような、小さいときから親しむという形での押しつけをされるということで、小さいときからのすり込みというのは大事な、そのために幼児教育の大切さを今茨城県の教育の基本に挙げていると思いますけれども、そのように本来ならば国民がいて国家があり、国民の一人一人の価値観が大切にされ、さまざまな考えや生き方を認め合う多様性を大事にするという今の教育長の答弁で、現場はまだそのようにはなっていないということですが、これがどんどんと親しむという形になってきますと、それが先ほど申しましたようにすり込みという形で、人間には浸透していくという部分がありますので、その辺につきましてはぜひ注意しながら、やはり個々人が大切にされるという道徳理念を現場におきましてはお願いしたく、切に思うところであります。

次に、道徳が教科になることで、通知書への評価基準と指導要録についてお聞きしたいと思います。道徳の目的は、先ほど言いましたように、結論から言えば個人の人格の完成に向けた教育であって、個人の生き方や内面の価値まで評価し、通知表や公式の書類である指導要録にまで記録として残すことは、一人一人の生き方や考え方を保障しております現在の日本国憲法の思想、信条の自由を侵害するのではないかと考えます。

そこで、質問いたしますが、道徳の教科の評価をされる場合、その基準となる指導内容、道徳の、例えば指導内容があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、特別の教科、道徳、教科となりますと評価がつきますので、評価についてお答えいたします。

これまでは、道徳の授業は説話などの読み物資料を読んで登場人物の心情を理解するような学習が多く行われています。それに対して、これからは答えが1つでない課題に対して、考えたり議論したりする道徳へ転換を図ります。問題解決的な学習や体験的な学習など、多様な指導方法を通して、さまざまな問題を主体的に解決していこうとする力を養うことを大切にしていってまいります。いじめは悪いことだと誰もがわかっているにもかかわらず、とうとい命が絶たれるなどの痛ましい事案も報道されています。こうしたことから、よい悪いなどの価値を先生の指導によって理解させるのではなく、話し合い活動や体験活動などを通して深く自分で考え、判断し、実践できるような学習にしていくことが重要となります。

先ほどの通知票や指導要録の評価ですが、国語や算数などの教科のように目標をどれだけ達成できたかななどを数値であらわすものではありません。また、その子の考え方や人格を評価するようなものでもありません。ほかの児童生徒との比較による相対評価でもありません。その子がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行います。つまり、優劣を決めるような評価でなく、通知表等には文章を記述して、例えば一面的な見方から多面的多角的な見方へ発展しましたというように、その子のよさを見とり、特に顕著な具体的な状況を記述することになると思います。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 続きまして、小学校での英語とプログラミング等の導入についてお聞きしたいと思います。

今回出されました小中学校の学習指導要領は、大変多くの内容を盛り込み、質量も追及する欲張りな指導要領と言われており、英語も教科となりプログラミング教育も必修となってきます。新規に導入されます教科は、小学校教員資格では必要とされず、現在小学校では全ての教科を1人の先生が教えているという現状から、保護者からは英語の質が保てるのだろうか、教え方で英語嫌いにならないだろうかと懸念される声が上がってきているところです。また、必修となるプログラミングについても同様の心配があるとされております。

この新学習指導要領の完全実施あるいは前倒し実施までの間に、先生方に対しましての研修がどのようにされていくのかどうかお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 新たな教育活動の導入に向けて、教職員の研修の充実は必要になってくると思います。特に小学校は3、4、5、6年生で英語をやりますので、小学校の先生の3分の2は英語を教えなくてはならないという状況になってきます。

小学校教員の英語力向上については、県教育委員会が主催して平成26年度の時点で40歳以下の先生方全てを対象に、5年間にわたってコンピューターを使って発音カソフトを活用して発音カテストを実施するなどの取り組みをしています。また、今後も小学校3年生以上の担任をする先生方は、先ほど言ったように、全て英語教育にかかわらなければならないため、国から教科書や先生用指導書に準じるものが用意されるようです。

また、プログラミング教育については、本市で任用している情報教育サポーターによる研修をこれまで以上に充実していこうと考えています。実際に、教育委員会の指導主事と一緒に各学校に回って授業を見ながら、どの教科のどの場面でこういった活用ができるかということを生先生方と一緒に考えていきたいと考えています。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま、教育長から答弁いただきましたけれども、本当に万全の準備をしながら子供たちに当たるということで、牛久の場合大変心強く思っているところです。

もう既に、皆さんいろいろ新聞等でも御存じのとおり、このごろ牛久の教育につきましては全国版で、例えば学び合いとかアクティブラーニングとかそういうものに対しましてすごく評価されておりますし、この間お聞きしたところによりますと、奈良県大和郡山市からも近々視察に来たり、福岡の新聞社から取材に来て、その結果が過日新聞等に載ってございましたけれども、大変学び合いによって成績が上がったということも載っていましたので、その辺につきましても我々保護者代表であります議員としまして、安心と思っているところでありますけれども、先ほど申しましたように、今回の学習指導要領ということにつきましては、今までの学習内容を削らずにプログラミング学習とか英語の時間を入れ込むということですので、そのような時間をどのように確保していくのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどの小学校の英語教育についてですが、現在は5、6年生で週に1こま外国語活動という活動をしていた状況がありますが、新しい学習指導要領が全面実施になりますと、5、6年生で週1こまから2こまになって、外国語活動ではなくて教科としての外国語になるということで、教科書ができたり評価が加わったりしてきます。また、小学校3年生、4年生では、これまでなかった外国語が、週1こま外国語活動として入ってきます。したがって、小学校3年生、4年生、5年生、6年生ではこれまでと比べて週1こま時間数が

ふえることとなりますが、この時間がなかなか時間割の中に入らないという現状がありまして、文科省としては夏休みや冬休みにやるか、土曜日にやるか、または朝の会やお昼休みや放課後を使って短時間でまとめて1時間にするか検討していったほしいとしています。

また、プログラミング教育は授業時数をふやして新たな教育を行うというものではなくて、いろいろな教科の中で物事を順序立てて、論理的に考える力を養うことなどを狙いにしています。先日も、牛久二小では総合的な学習の時間を活用してコンピューターに命令を書きながら、子供たちそれぞれがある言語を使って自分なりの宇宙旅行計画というものをつくっていました。このように、各教科の時間の中でコンピューターなどを有効に活用しながら、論理的な思考力を育てていこうとしております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） てっきり、私はきょうプログラミング教育も英語教科に対しても新たな時間とっておったところですが、プログラミングに関しましては新たな時間の確保は必要なく、各教科の内容の中での論理的思考力を育てていくと答弁されましたが、今回発表されました幼稚園の教育要領も小中学校の学習指導要領についても、主体的な学びによって資質能力を育てるため各学校の特色を生かし、工夫や研究をしながらの教育となるため、カリキュラムマネジメント次第と言われておりますが、牛久市の市立小中学校におきましては、13校それぞれの独自性や裁量に任せるという認識でよろしいのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 時間割がふえましたので、夏休みを短くするとか土曜日に授業をするということになりますと、学校単独ではできないことになるかなと思っています。教育研究会という先生たちが自分たちで学ぶ組織があります。そこと教育委員会が連携して、どうやってこのふえた時間を時間割に位置づけるか、休みの時間をとってやるか、その辺のことを今後みんなで検討して同じ方向で進んでいきたいと思っています。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 教育の最後の質問として、教員の過重労働の問題です。前回の一般質問におきましても、働く人たちの過重労働につきまして質問したところでございますが、今回の学習指導要領はこれまでのゆとりか詰め込みかの議論を越えて、質と量を学ばせる二兎を追う内容とされております。ただでさえ、教員は多忙でパンク寸前。これ以上の現場の負担は限界とされております。

ちなみに、連合のシンクタンクの実態調査では、小学校の教員が職場にいる平均時間は1 1

時間33分、中学校では12時間12分との調査結果も出ています。1日は何時間だったのかなみたいなの、再度改めて考えざるを得ないような状況になっております。

このように、超多忙であることから、今までも学校現場ではノー残業デーや業務改善策などが行われたものの、別の日に残っている仕事や業務をしなければならないという現状から、ただ言葉遊びのような状況になってしまって、本当の意味での改善、改革はされていなかったようであります。

そうした中、英語とプログラミングが追加されますと、さらに準備や指導方法の工夫など自分の家庭においても時間がとられることが想定されるわけであります。このような現状を踏まえて、教員の過重労働の問題解決にどのように取り組まれていくのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 将来の社会を見つめたときに、学習内容を10年ごとに見直ししております、これは学習指導要領の改定という形なんです、この学習指導要領の改定をすることで社会の変化に対応して新たな教育活動が導入されるということは、先生方によって新たな研修が必要になってくるということにもなります。特に、日本の学校では西欧の学校のように勉強だけを教えるという場ではなくて、しつけとか倫理観とか道徳とか生徒指導とか部活動といったものまで、一切学校が担っている現状です。そうした中で、一人一人の先生方を孤立させないで、みんなで支え合い学び合えるような環境をつくっていくことが何よりも大事だと考えています。

文科省も、チーム学校とか、地域とともにある開かれた学校づくりを目指そうとしています。チーム学校とは子供たちに授業を行う先生だけでなく、事務職員や養護教諭、栄養士、図書司書などの専門性を子供たちの教育活動にこれまで以上に活かしていくものです。牛久市では、学校事務職員の共同実施なども進めており、事務処理を効率化して先生方の子供に向かう時間を確保しようとしております。栄養教諭や図書司書による先生方の授業支援なども進んでいます。こうした多くの事例を共有し、先生方がじっくりと授業づくりをしたり、子供と向き合う時間を確保したりできるようにしていきたいと思っています。

また、現在行っている人材バンクによる学校サポーターの活用やコミュニティスクールの導入なども含めながら、地域の人的支援を活用して先生方の負担軽減と魅力ある授業づくりにつなげていきたいと思っています。さらに、教育委員会としましても、さまざまな研修会を開催してそこに毎回先生方を集めるという負担は大変大きいものがありますので、教育委員会の指導主事が直接学校に出向いて実際に現場で指導するといったように、先生方を支援し負担軽減に努めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、本当に力強い答弁をいただきました。チーム学校という形で、一番大事なのは、何より子供に対しまして向き合う時間というものを大事にとることなんでしょうね。いつも場面場面で私言いますけれども、人は時間と経済と、何ですかね、ものがないと、いろんな角度から考えることができないということがありますので、やはり学校におきましても時間的な余裕をつくってあげることによって、個々の子供たちに対しての向き合う時間が充実した時間になっていくと思われま。

続きまして、質問が変わりまして2番チャイルドシートの正しい使用について質問いたします。

新聞の記事によりますと、チャイルドシート約6割の人が誤った使い方をしていると、日本自動車連盟JAFが都道府県において、昨年11月に全国16の商業施設や動物園などの駐車場などで調査した結果、わかったことです。誤った使い方として指摘されたのは、乳児用では腰ベルトの締めつけ不足や座席ベルトの通し方の間違い、固定金具の誤った使用などとなっております。間違った取り付けがしてあるためチャイルドシートが簡単にぐらつくため衝撃に耐えられない状態のものが7割近くあったということです。牛久市では、チャイルドシートの安全に関しまして指導はされているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） チャイルドシートの正しい使用についてお答えいたします。

牛久市では、市交通安全強化員によるチャイルドシート着用に関する交通安全教室を、着用が義務化される以前、平成11年度より行っております。受講者別に2種類の教室を用意しており、1つは乳幼児の保護者向けの教室で妊娠時から子育て時の大人を対象として、チャイルドシート着用の重要性について説明し、実際にチャイルドシートを使つての車両への装着方法を学びます。もう一つは乳幼児向けの教室で、子どもにチャイルドシートの重要性についてわかりやすく説明し、シートへの座り方を学びます。

平成28年度は平成29年2月末現在で保護者向け教室を4回開催し、118人が受講、幼児向け教室は24回開催し、1,890人が受講しております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 何度か牛久市としてもチャイルドシートの安全性の確保についての取り付け方を説明しているといいましても、このように6割のチャイルドシートの装着の仕方が問題であると言われているわけなので、ただ顔が違うようにそれぞれ説明だけで、例えば金

具の取りつけの力の入れる状況とか、そういうものにつきましては決して個々人が理解しているとは考えられないわけです。ですから、交通事故総合分析センターでもかなりの事故率というものが言われていまして6歳未満の方たちというか、子供たちは正しいチャイルドシートと、正しい装着の仕方と比べて重症率が約5倍であり、死傷率は約2.9倍と言われているわけですから、今言ったようなこの数字も牛久市のチャイルドシート使用者にとりましても何割かの人たちがやはり誤った使用とか、そのような状況になっているのではないかと懸念するわけですが、その辺につきましては今まで、今説明ありましたように個々人の仕方をチェックすることなく、説明をしましたよということで済ましていたのかどうか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 先ほど申し上げました教室は、説明するだけではなくてお一人お一人に体験していただく、子供さんの場合は座り方とか、保護者の場合は装着の仕方、子供さんにどういうふうに座っていただくか、そういうのも確認していただいておりますので、そういう実施方法です。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、次長の答弁ですけれども、では牛久市におきましてはそのようなのは余り、確率的には大変低いものと私的には判断してよろしいと思えますけれども、本当に今日本の出生率、全国で100万人を切ったということが過日報道されているわけですね。そういう中で、先ほど言いましたように、6割のチャイルドシートのつけ方が間違っているとされているわけですから、決して牛久市においても先ほどの繰り返しになりますけれども、絶対に間違った装着の仕方はないと思わないで、もし本当に子供の安全ということ考えたならば、2000年からですか、チャイルドシート搭載するというのが法律で強制されたものにつきまして、そのころは現物対応ということでしたので、つけ方等につきましても十分説明ができたと思えますけれども、今はお金、買ったときの領収書を添えてお金をもらおうと認識しているわけですが、その際に確認、それは先ほど言いましたように、指導はしているとなっても、数字的には全国の数字的にはこのような数字が出ているわけですから、二重三重の安全のチェックというものについてする必要があると思いますが、その辺の考え方についてはどのように考えられるのか、再度の質問をしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、牛久警察署で調べた人身事故の乳幼児のシートベルト、チャイルドシートの使用の誤

ったケースにつきましてはゼロ件です。指導に関しては、先ほど申し上げた教室とともに、警察でも指導していただくようにしていきたいと思っております。

以上です。

**○副議長（尾野政子君）** 黒木のぶ子君。

**○9番（黒木のぶ子君）** チャイルドシートにつきましては、牛久警察署のデータによりますと大丈夫だということのようでありますけれども、今後もいろんな場面でやはり完全に装着されているかどうかという確認をしていただければと思います。これはあくまで要望でありますので、そのようにしていただきたいと思っていますところ です。

それと、チャイルドシートにおきましては不合格製品が流通していると、これもやはり新聞の記事でしたけれども、大切な命を守るためのチャイルドシートではありますが、安全審査不合格製品がネット等で購入した場合など一部出回っているということでもありますので、この辺につきましてどのように考えているのかということと、私もチャイルドシートのことを調べてわかったことなんですが、合格した製品にはEマークとか漢字の自マークがついておるといものが安全ということで認可されている商品ですけれども、市では先ほども警察のチャイルドシートによる死傷者はいないということなのですけれども、審査不合格の製品が出回っているということは把握されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

**○副議長（尾野政子君）** 市民部次長高谷 寿君。

**○市民部次長（高谷 寿君）** チャイルドシートは、道路交通法第71条の3第3項で定められた乳児用補助装置と呼ばれるものであります。製品について厳格な法律上の基準がございます。このため、法律上の基準を満たしていないチャイルドシートを使用することは法律違反でありますので、保安基準不適合のチャイルドシートの流通については把握しておりません。

しかしながら、市のチャイルドシート購入補助金交付要綱では、国土交通省の定める保安基準に適合するチャイルドシートを補助対象としており、Eマーク、自マークを取得したチャイルドシートのみを補助対象としております。このため、御質問にあるような保安基準不適合製品には補助金を交付しておりません。牛久市では、今後もチャイルドシートの購入補助や交通安全教室を初めとした幼児の交通安全施策を推進してまいります。

以上でございます。

**○副議長（尾野政子君）** 黒木のぶ子君。

**○9番（黒木のぶ子君）** 続きまして、3番として認知症患者へのQRコードを利用することについてお聞きしたいと思います。

この牛久市は、ベッドタウンとして発展してきたことは言うまでもありませんが、牛久市におきましては年々高齢者が増加し、それに伴って認知症になる比率も高くなってきている現状



があります。認知症と言われる場合では足腰がしっかりしている人が多く、ちょっと目を離したすきに家から遠くまで行ってしまいます。そして迷い歩くという危険な目に遭うことが多く、その徘徊された人たちの家族は必死になって探し回っている現状もあることは、執行部の皆様も御存じだと思います。特に、徘徊が夜であった場合などには防災無線も使用できないことから探す手段がないのです。

しかしながら、そういう中でちょっとテレビを見ておりましたら、今あちこちの自治体で取り入れ始めておりますQRコードシールの活用によって、一刻も早く家族のもとや安全なところへ保護できるのではないかと考えまして今回の質問となったわけです。

これは、連絡先の情報が入っているQRコードシールを爪先に張っておくことで回りで見ている人たちが、この人ひょっとしたら徘徊ではないかと不審に思われた方が、携帯電話をかざすことで連絡先等がわかるということでもありますので、早期に徘徊されている認知症の人たちの保護ができるのではないかと考えられます。牛久市でも家族への安心と認知症患者の安全を図るためにもQRコードシールを導入してはいかがかと考えますが、御所見をお聞かせください。

**○副議長（尾野政子君）** 市長根本洋治君。

**○市長（根本洋治君）** 私からは、徘徊高齢者の支援につきましてお答えいたします。支援の方法としては2通りの方法がございます。1つは本人の発信機を持たせ、位置情報を探索するシステムで、これは現在牛久市で行っているGPSを利用したサービスに該当いたします。

2つ目は黒木議員御質問にございましたように、QRコードを印刷しそれを対象者の持ち物等に張り、本人を保護した方がスマートフォンでコードを読み取り、連絡先に連絡する方法でございます。

後者につきましては、早期の身元確認と対象者の安全確保という意味合いがございます。平成29年1月1日現在、茨城県の報告では、県内でGPS機器を貸し出している市町村が26、シールを配布している市町村は4、キーホルダーを配布している市町村が2町村となっております。シール、キーホルダーとともに、暗闇で光る機能があり、交通事故等の防止にも役立ちます。シールは強い粘着力で剥がれにくい素材であり、つえや靴などに張れます。発見者はシールに表示してあるQRコードや市町村名、登録ナンバーなどから自治体等へ通報し、連絡を受けた自治体が管理している台帳から対象者を特定する仕組みでございます。

つくばみらい市では平成26年度にシールに市町村名と登録ナンバーを記載したものを100名分一括して作製し、2年間で40名の方に配布したということです。費用は業者利用で1人1シートで10足分、3,000円であり、合計30万円とのことでした。実際の活用件数はまだないということですが、牛久でも年に数件、他市町村で保護される事例がある

ため、比較的安価で簡単な方法であり、効果的なことから今後要綱等整備して実施に向けて検討していきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に、GPSなんかと比べますと安価であるし、ただこれが全国的に統一されていない場合は、なかなかQRコードというものを認識する、通りすがりだったり、ひょっとしてという感覚にはまだならないかなと思いますが、平成28年度の統計の中では65歳以上2万1,857人。こういう中で認知症に5人に1人となったときには、本当にどうしようもない状況になるわけですから、今から対策の一つとしてやはり万全を期して家族の安心、認知症の安全でもあり安心でもあるというものを、これから自治体として自助努力という国の今の方針じゃなくて、やはり一人一人に向き合わなければならない各自自治体の思いやる一つの施策ということで、ただいま市長からも力強い、やっていくという答弁をいただきましたので、一番いい方法を模索しながらぜひ実現に向けてやっていただければと思います。

それにはやはり家族の同意というものが必要になってくると思うので、やはり先ほどもつくばみらい市で100人分もつくったけれども、また四十何人の人が使用しているけれども、実際問題としてその活用はないということなんです、家族の同意というものもつけ加えた形でぜひ考慮していただければよろしいのかなと考えておりますので、よろしく願います。

○副議長（尾野政子君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（尾野政子君） 以上で、9番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時04分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。喉を痛めておりまして、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、御容赦いただき、最後までどうぞよろしく願います。

まずは、懸案でありましたエスカートの後継店が決まったことに対し、一利用者である私もうれしく感じておりますとともに御尽力いただいた市長初めエスカート対策室の皆様にお礼申

上げます。

さて、今回は平成29年度予算についての質問を主に行ってまいります、初めに申し上げたいがございます。

私は、昨年6月議会で小中学校の図書室の図書購入費の予算が大きく減額されたことに、子供たちの読書環境を思い異論を呈しましたが、平成29年度予算では増額されており、大変ありがたい次第です。幼いころからの読書の体験、それは読み聞かせも含め最初は人に本を読んでもらうところから始まり、成長するにつれ自分で本を選んで読むという体験は大変貴重なものでありますので、教育は未来への投資でもあるとの考えに立ち、今後もさまざまな声に耳を傾けつつ事業を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、平成29年度の予算編成方針の中から、歳出経費の削減の内容について3点質問いたします。

まず、1点目ですが、編成方針にあります全ての事項において対象、目的を明確化するとともに効果の検証を行い、効果の低い事業等においては全面的な見直しを行うというものについてです。

これは全ての事業において費用対効果を見きわめつつ、予算編成に当たるようにということでしょうが、私は今回この数々の事業の中から補助金、交付金に関して質問いたします。行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で特定の事業を通して、またその時々ニーズに応じて、補助金は大きな役割を果たしていますが、一方で交付が長期化、固定化することによる既得権化や硬直化、補助金に依存することにより団体の自主性、自立性が損なわれる懸念、社会情勢の変化により公益性が薄くなっているものなど、課題も浮かび上がってきています。

そこで、まず補助金、交付金の交付までの流れと近年の推移と傾向などを伺います。また、その中で国や県からの補助金を、市の会計を通しそのまま各事業者に支出しているもの、または国県補助金に市が一定の負担を加えて補助しているものがあるかと思いますが、それらを除いたもの、つまり市が独自の判断で独自に負担をしている事業の件数と金額がわかりましたら、あわせてお聞かせください。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問の補助金、交付金についての交付に至るまでの流れについてでございますが、基本的な手続につきましては牛久市補助金等交付規則に規定しております。

まず、補助金等の交付を希望される申請者は、事業計画書や収支予算書とあわせて補助金交付申請書を提出いただきます。次に、申請書を受理した各担当課において補助金等交付決定審査調査書を作成し、効率性、平等性、責任性、公益性、必要性等の観点から審査をした上で、市

として最終的な交付の適否の決定を行い、その結果を補助金等交付決定通知書によって申請者へ通知を行います。

申請者においては、補助金等の交付決定がなされた対象事業が完了した際には、補助事業完了届を提出していただき、完了検査を行った上で交付すべき金額の最終確定を行います。最後に、最終確定金額での補助金請求をいただき、市からの補助金交付となります。

ただいま申し上げた内容につきましては基本的な手続となります。規則では、一部完了前の補助金の概算払いや前払いを認めるなど、弾力的な運用も行うことができるものとなっております。

次に、近年の補助金の推移と傾向についてでございますが、平成25年度から本議会に議案上程しております平成29年度までの5年間の一般会計と特別会計を合わせた、牛久市全体の件数及び補助金交付金総額の状況についてお答えいたします。

まず、平成25年度決算値でございますが、全149件、約15億9,000万円でございます。平成26年度が同じく決算値で全158件、約12億5,000万円でございます。平成27年度が同じく決算値で全145件、約9億7,000万円でございます。

次に、平成28年度12月補正後の予算値で全154件、約14億4,000万円でございます。最後に平成29年度当初予算案では、全154件、約11億6,000万円を調製を行ったところでございます。

以上が平成29年度当初予算案も含めた直近5年の件数、金額の状況となります。また、このうち御質問の国や県からの補助金が含まれていない件数、金額につきましては、平成29年度予算案の値となりますが、全127件、約7億3,000万円でございます。

各年度での補助金の件数につきましては、各団体等の活動状況により違いが生じるものであり、金額につきましては件数の増減に加え、保育園の建設等大型の投資事業の有無によって大きく変化する傾向にございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 毎年、約150件、10億円ほどの補助金のうち、市単独で出しているのが約7億円ということがわかりました。

それでは、次に事業の評価方法と期限の設定及び補助金等適正化委員会の役割について質問いたします。

先ほども申し上げましたように、補助金は公益上の必要がある場合のみ支出を認められているものですが、その公益性、必要性、公平性などをどのようにチェックし、評価し、また見直しをしているのでしょうか。特に、今回東京都知事が行ったような全ての事業に終わりの時期

を設定するという事などはあるのかどうか。また、例えば3年から5年という期限を区切り、その中での効果を検証するなどの期限の設定は、漫然と補助事業を執行するのを防ぐ一つの方法であると考えます。どのような評価方法を行い、そして事業ごとの期限の設定をしているのか。また、その過程で補助金等適正化委員会がどのようにかかわっているのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 評価方法についての御質問でございますが、現在の規則では2度の審査、評価を行っております。1度目は交付申請がなされた後、補助金等交付決定審査調査書を作成する際でございます。先ほども御答弁申し上げましたとおり、効率性、平等性、責任性、公益性、必要性の観点から補助をすることが妥当であるか否かについての審査を行います。

2度目は、補助事業が終了した後、完了検査を行う際でございます。ここでは、当初の予定や目的を達成することができているかという観点から検査を行うものでございます。

次に、補助金適正化委員会がどのようにかかわっているかという御質問でございますが、補助金適正化委員会は、補助金等の適正な交付を図るために設置しているものであり、当初予算や補正予算さらには流充用も含め補助金を予算化または増額する際等に、その補助金の必要性はもちろん、新規のものであればそれをどのようなスキームで進めていくことがよいかなどの検討を行っております。

なお、平成29年度予算編成に当たっては、市長から打ち出された編成方針において、「これまでの取り組みをただ踏襲するのではなく全ての事項において対象・目的の明確化、効果検証をすること」ということが示されたことから、補助金適正化委員会におきましてもこれまでとは違った視点からの審議を行いました。その結果、全ての補助金を「単年度のみ」、「国や県の補助制度が廃止となった場合には廃止を前提とするもの」、「3年間で自立、廃止を前提とするもの」の3つの区分に分け、今後も継続的に検証審査を行っていくこととしております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 新しい市長のもとで新しい視点で見直すということ、喜ばしいことだと思います。

次に、補助金を交付するに当たっての交付要綱について質問いたします。交付要綱は一部については定めてあり、補助金の趣旨や交付対象などは明記されていますが、補助対象経費の記載はありません。例えば、慶弔費、懇親会費、他の団体への助成金など社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費の原則が書かれていないのでは、補助金の使い方が適切かどうかの判断が難しいと思われまます。また、交付要綱そのものが制定していないものもあ

ります。これらの整合性はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは交付要綱についての御質問にお答えします。

経費の原則の記載についてでございますが、これについては基準を明確にする検討を行ってまいります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、平成29年度当初予算に伴う補助金適正委員会において、補助対象団体の自立や、継続的な補助金については廃止を前提とした3年間の期間を設けることを決定しております。この精査を行っていくためには明確な基準を改めて策定する必要があると考えており、必要な検討を行ってまいります。

次に、交付要綱の制定についてでございますが、例えば補助率の引き上げ等補助金等交付規則に定める規定の例外として補助を行っているものがあります。これにつきましては、基本的にそれぞれの対象事業、補助交付金額を明確にし、それぞれの補助金交付要綱を制定していくよう進めてまいります。

昨年度も牛久野球場で野球大会がございまして、そのときに一時補助金を出しましたが、そのときの収入でもってその補助金は全部返してもらいました。そのような事業を営む場合の補助金のあり方とか、それから私もいろいろ補助を切った場合、多くの団体の方から何で今まで来たのに切るんだという話を聞きました。でも、担当者にちゃんと説明してもらってこういうわけですという話をすれば、おのずとその団体の方も削減された意味はわかってくると思っております。ですから、そういうことをしっかりと説明することも、我々のこれからの仕事だと思っております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 前向きに検討していただけるということで、ありがたいと思います。

それでは、先ほどの交付要綱について再度お尋ねしたいと思います。

交付要綱の制定については、補助金交付規則に定める規定の例外として補助率を定めているもの、そちらについては基本的に制定していくという御答弁でした。この交付規則によりますと、補助事業等の執行に最小限必要な経費の2分の1の範囲を限度とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではないとなっています。そうしますと、規則の2分の1の補助率の例外になっている補助金の件数は、交付されている件数に対してどれほどあるのか。また、補助率は2分の1の補助率に比べて、どれほどの比率になっているのかを再度お聞きします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、規則に定めてある補助率の上限であります2分の1を超えて補助を行っている件数に

つきましては、平成29年度当初予算に上程している補助金全154件中95件となります。また、このうち個別の要綱を定めていないものは47件となります。

次に、これら47件の補助金についてどれくらいの補助率になっているかという点でございますけれども、ただいま申し上げました47件はかっぱ祭り実行委員会補助金や牛久市観光協会補助金など、市として事業実施を支援する必要がある事業で、事業費に対する自主財源の確保が難しいものでございます。これらの事業は、補助率を2分の1以上に引き上げているというよりは、事業費の財源不足を補填するものとして補助を行っているものでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 154件中95件が2分の1を超えて補助を行っていて、そのうち47件が要綱を定めていないという御答弁でした。私も、牛久市の例規集で何点か調べてみたんですけども、概して国県からの補助が入っている医療や福祉に係る社会保障事業には交付要綱が定めてあるようですが、牛久市として主体的に事業を支援する必要があるものには交付要綱が定めていない傾向があるのかと認識しました。

しかしながら、御答弁にもあったかっぱ祭り、観光協会などこの事業は主として支援が必要であるとする多くは、市民が参画するとともに市民への効果や公益性がより問われるものとも考えます。補助金が市税その他の限られた貴重な財源で賄われていることから、その公平性と透明性のある運用と、市民への説明責任を果たす必要があるのではないのでしょうか。

そこで、補助金制度の適切な判断を行うための指針となるような基本方針を作成している自治体もあるようです。今施行されている補助金等交付規則を、より具現化した基本方針を策定することについての市の御見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 先ほどの答弁と一部重複しますが、今後は補助金交付に対してこれまでとは違う精査を行ってまいります。そのためには、明確な基準を改めて策定する必要があると考えており、基本方針等についても検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは最後に、公募型補助金について伺います。

社会情勢の変化に伴い、市民ニーズの多様化が進む中、地域において市民が自主的、自立的に行う社会活動が足りないところを補い合いながら社会の課題を解決するという協働という新たな言葉も生まれました。一昔前の公共はお上の仕事ではなく、私たち市民も公益の担い手で

あるという考え方です。

1月に土浦市で行われたみんなで協働のまちづくりシンポジウムに参加しましたが、土浦市では基金を設けて市民提案事業を行っています。また、金沢市なども公募式の市民提案事業を行い、どちらも透明性を図るため公開プレゼンテーションをしています。市民はマンパワーやアイデアの提供という形で、行政は情報や資金や場の提供という形で、双方が対等な立場で補完し合いながら、社会的課題を解決していくという活動を支援するための公募型補助金を設けることについて、市として今後考えていくことはあるのかをお聞きます。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 公募型補助金についての御質問でございますけれども、山本議員の御質問のとおり、行政の需要が多様化していること、さらに高齢化が進み地域にさまざまな人材が眠っていることを考えれば、市民との協働はまちづくりを進める上で最も有意義な手法の一つであり、積極的に取り組んでいかなければならないことであることの認識はしております。

伊藤議員への御答弁でも申し上げましたけれども、現在牛久市では協働のまちづくりに最も必要な同じ意識を共有すること、同じ夢を描くことを実現するためのタウンミーティングの開催を初め、その他さまざまな場面を通し市民の皆様や団体、子供たち等との意見交換に既に取り組んでいるところであり、それぞれが対等の立場で牛久市の未来を考えた話し合いや、積極的な提案をいただけるような関係、仕組みの構築が徐々にできてきているものと認識しております。

また、現在の牛久市の補助制度においては、補助の交付を希望される方の申請について一切の制限をしておらず、市としては各団体や住民との自主的な取り組みについては推奨をしており、既に多くの団体や個人がこの制度を利用し積極的な活動がなされております。

ほかにも補助金等の財政支援を受けていない団体に対しても会議室等の施設の提供や公用バスの利用、また人的支援等多方面から団体活動の援助を行っているところでございます。

さらに、平成29年度からは補助金の精査をしていく取り組みの第一歩を踏み出したところであり、これらの点を考えれば公募型補助金制度の創設を決して否定するものではございませんけれども、現段階では直ちに導入する必要は低いものと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 牛久市でも行政目的を達成するために地域の団体や個人の協力を得て、効果的、効率的に事業を進める上で補助金が重要な役割を果たしてきたことと推測いたします。今後もさまざまな課題の解決に適切に活用されて、行く行くは市民との協働につながる補助金



ができることを期待したいと思います。

次に、2点目です。予算編成方針の中から、医療費抑制につながる施策について質問します。

医療費は高齢化に伴い増加傾向になることはいや応なく推測されるところです。牛久市では、牛久健康プラン21を平成18年に策定して健康づくりを推進し、中間見直しを経て平成27年度には健康実態調査アンケートを行い、平成29年度からのプランが策定されているところだと思います。

そこで、中間見直しからの5年間の評価と課題、そしてそれを受けての来年度のプランの概要について伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久健康プラン21は平成18年3月に策定され、平成28年度で10年間の第1次実施期間が終了となります。第2次計画は、平成29年度から平成33年度までの5カ年間として平成29年3月に策定いたします。第2次計画の策定に向けて、平成27年度に健康実態調査を実施し、市民の達成状況を評価しました。

健康実態調査の結果については、平成28年第3回定例議会で御答弁したとおりとなりますが、評価項目である健康な生活を実現している市民の割合は増加している状況でございます。また、高齢化率はこの5年間で4.8%増加し平成28年4月1日には26.1%となっております。健康で活動的に暮らせる期間を示す健康寿命を見ますと、平成26年度は男女とも国や県より長く、特に、65歳から69歳の男性は県内1位という状況になっています。

しかし、医療の状況では平成27年度の牛久市国民健康保険加入者において、医療機関で治療を受けた割合が最も多い病気が高血圧、1人当たりの医療費が最も高いものが糖尿病で年々増加している状況であります。

こうした状況を踏まえ、第2次計画における健康課題は高血圧と糖尿病を予防するとし、計画の中に新たに母子保健の推進を加え、生涯にわたって健康づくりの土台となる乳幼児期から全ての市民に対し健康づくりを推進する計画といたしました。

さらに、具体的な行動目標として、健康づくりは身近な地域のつながりの中で実施することが効果的であることから、第1次計画で設定した5項目、食生活、運動、休養、健康阻害因子、予防接種、健診に加え新たに地域のつながりを設定いたしました。これらの行動目標について、平成33年度の目標値を定め、事業の現状と今後の展望を記載しております。今後も地域と協働し、関係機関や団体等と連携を深め、牛久健康プラン21に基づいた事業の充実を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 新たに地域のつながりという項目が入ったということですね。理解いたしました。

それでは次に、若い世代の健康増進の取り組みについてお聞きいたします。日ごろの自分の健康状態を定期的に調べることは、生活習慣の改善や意識啓発につながる大切なことであるの言うまでもありません。そこで、まず初めに市で行っている健康診断の年代別の受診率はどのように推移しているのかをお伺いします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上74歳までの国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の早期発見を目的とした特定健診を行っております。平成25年度と27年度の年代別の受診率を比較いたしますと、40歳代は24%から22.4%にやや減少し、50歳代は29%で横ばい、60歳代は47%から45%に減少、70歳から74歳は49%で横ばいという状況になっております。全体としての受診率は40%台前半で推移しており、平成27年度の受診率は41.3%で県内44市町村中で第10位という状況になっております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 御答弁からはやはり若い世代の受診率が低い傾向があるように見受けられました。しかし、元気でいても若いうちから健康診断を受け自分の体について関心を持つことが大切です。牛久市では30代健診を設けていて、基本健診と血液、尿検査を行っていると同いました。特定健診が40歳以上ですので、それより若い30代の健診は重要な取り組みであると評価いたしますが、これをさらに若い20代からを対象に行うことはできないかと考えます。学校に通っている間は学校健診がありますが、高校卒業後の大学では簡単な検査となり、就職して健康保険に加入している人を除くと、健康診断を受診する機会がない人も少なくないのではと推測いたします。

近年、非正規などの働き方を強いられている人も多い中で、健康のことまで考える余裕もなくまた関心もない若者が多いとも思われます。だからこそ、制度のはざま健康診断を受ける機会のない若い世代の施策が必要ではないでしょうか。職場などで検診を受ける機会のない20代からのヤング健診や若者健診を行っている自治体もあるようです。

そこでお尋ねいたしますが、牛久市で独自に行っている30代健診、これは30代全体の人口に対してどれくらいの人数が受診しており、1人当たりの市の負担金額はいかほどになっているのでしょうか。また、より若い世代の20代に健康診断を拡充した場合、市の負担金はどれほどになると予想されるのでしょうか。その上で、20代の健診制度についての市の御見

解をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、法律に基づく健診では40歳以上74歳までの国民健康保険加入者を対象としているため、20歳から30歳代の若い年代の方は生活習慣病予防健診の対象外となっております。

しかしながら、牛久市では市独自の事業といたしまして、平成8年度から30代健診を実施しております。30代健診の内容は、身長、体重、腹囲測定、尿検査、血液検査で健診費用は自己負担金1,330円、市負担額4,070円となっております。受診者数は、平成25年度347人、平成26年度307人、平成27年度237人と徐々に減少しており、受診率は30代全体の人口に対して2から3%となっております。

なお、20代に健診を拡充した場合、30代健診と同じ補助額、受診率2%、平成28年4月1日現在の人口で積算しますと、受診見込み人数は155人で市負担額は約63万円となります。

平成27年度に実施しました健康実態調査では、定期的に健診を受けている人の割合は20代は48.6%、30代は72.1%であるため、若い年代では職場で健診を受けている方が多いものと考えられます。市といたしましては、若い年代への健康づくり対策の充実は重要と考えております。今後、健診を拡充するに当たっては、対象年齢や生活習慣病の早期発見、保健指導として有効性等を見きわめ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） もし、二、三%ということですので人数的には少ないのかもしれないけれども、きのうの同僚議員にもありましたけれども20代の今働いていない人が10%という御答弁もありました。そういう方たちに例えば健診と就労支援もあわせたようなこともできるのかなと思いますし、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

それでは最後に健康増進のための取り組みをより進めるためのポイント制度の導入について伺います。

昨年、教育民生常任委員会で伺った福島県白河市では、「白河いきいき健康マイレージ」という事業を実施しており、市民が楽しく積極的に健康づくりに取り組むきっかけとしてのポイント制度を導入していました。参加対象は18歳からで、健康診断や各種の健康教室、健康イベント、ウォーキングなどに取り組んでポイントを集め、ポイントカードにためて図書カードなどに交換するというものです。同じようなポイント制度は、県内では北茨城市が40歳以上からを対象に導入しており、ポイントを交換する商品も地元の特産品や商品券、市内の協力店

で使えるサービスカードなど各自治体工夫をしています。地元の商店の活性化にもつながる取り組みが興味深く思えます。

医療費抑制のために市民一人一人が健康な生活を送ることができるよう、健康診断を受診して早い段階で指導や治療につなげ、さまざまな情報の提供をする健康教室を開催して参加者をふやし、加えて健康意識の高くない人にも関心を持ってもらうための仕掛けづくりとして、このポイント制度の導入は有効な手段と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 健康推進のためのポイント制度は、国の保険者努力支援制度の一部に該当するもので、平成27年5月に定められた持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律に基づき、実施市町村に対し交付金が交付されるものとなっております。

県内では、つくば市や水戸市、神栖市、東海村等が既に実施をしております。牛久市ではこのポイント制度に準じる取り組みといたしまして、平成28年度から健康チャレンジとして試験的に実施をしております。楽しみながら健康づくりのモチベーションの向上を図り、健康的な生活習慣の定着を目的としたものでございます。

健康チャレンジは牛久健康プラン21を踏まえた具体策で、生涯にわたり活発に過ごすための生活習慣改善プログラムでございます。4つの重要な視点である運動、食育、地域のつながり、忘れないでね健診、をチャレンジ項目とし、達成するたびにオリジナル商品を贈呈する仕組みとなっております。商品が手に入ることでこまめな達成感が得られ、健康づくりを継続しやすくなり全て達成するころにはよい生活習慣の定着が期待でき、さらに健康づくりの成果を健診で確認することで、健診受診率の向上も見込まれます。

健康チャレンジの内容につきましては、運動では市内のヘルスロード、9コース全てを歩くと生涯かつぱつキューちゃんのピンバッジを贈呈します。食育では、朝御飯に野菜のおかずを30日間食べると食育推進キャラクターの牛久野菜オーケストラの缶バッジを1個贈呈、地域のつながりでは、健診を受けようと知人等5人以上に声かけをし、忘れないでね健康健診ではみずから特定健診等を受診する、この2つを達成した方に健診エコバッグを贈呈いたします。さらに、全てを達成した方には、牛久野菜オーケストラのトートバッグを贈呈するというもので、全ての商品は健康づくりへのメッセージが込められたものとなっております。

平成29年度は、健康チャレンジを広く普及するために子供から親への普及効果を目指した取り組みを計画中でございます。今後も、健康チャレンジに多くの市民が取り組み、健康への関心を高め健康づくりを継続できるよう事業内容を評価し、さらにポイント付与の手法を含め導入を検討するなど対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは3点目に移ります。

予算編成方針の中にはありませんが、これからもふえ続ける介護費の抑制について質問いたします。

介護保険制度が始まった2000年からの14年間で介護給付費は2.7倍になり、その費用の膨張に対応するため、国は収入の高い大企業の社員が負担する介護保険料をふやすことと、高齢者にも収入に応じた負担を求めることを決めました。一方で、高齢者の要介護度を改善したり、介護給付費を減らした市町村を財政支援するともしております。

このような懲罰的な支援策にはいささか懐疑的なものを感じざるを得ませんが、介護職員の研修回数や地域ケア会議の開催状況なども強化対象にするということですので、結果としてそれが介護現場の質の向上につながることを期待したいと思います。

介護現場は人と人が緊密な関係にある現場だけに、まさにそこに係る人材、人が重要になってきますし、行政だけでは支援が及ばない分野でもあると考えます。そこで、介護ボランティアと介護施設をつなぐ仕組みについて伺います。

私は、昨年度社協の主催する一家に1人地域ヘルパー養成研修に参加いたしました。20名ほどの参加者の割合は、女性が4分の3、男性が4分の1となっていましたが、男性は家族の介護を経験している人が多く、女性はこれからの介護に生かすためとして受講している方が多くおられました。研修で学んだことを今後どのように生かしていくかを伺ったところ、今はボランティア活動を積極的に行っているわけではないけれども、今後何らかの形で活動に参加したいという方がほとんどでした。

そこで、自分が介護施設などでボランティア活動ができそうなときに、どんな施設がどんなボランティアを必要としているのかという情報を得るためには、今はどのようになっているのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ボランティアにつきましては、牛久市社会福祉協議会が独自の事業として、分庁舎1階にあります牛久市ボランティア市民活動センターで取りまとめを行っております。ボランティアの受け入れを希望する施設としましては、市内介護老人福祉施設5カ所、介護老人保健施設3カ所、グループホーム8カ所、ショートステイ施設2カ所、有料老人ホーム3カ所、障害者関連事業所4カ所、ほかに病院2カ所の計27施設となっております。これらの施設とは、必要に応じてボランティアセンターが常時連絡調整を行っておりますが、ほかに年に1回施設とボランティア担当者研修会を開催し、各施設でのボランティア活

動状況についての情報交換や、ボランティアの必要性等の確認を行っております。

ボランティアの提供につきましては、施設から直接ボランティアセンターが依頼を受けます。依頼が来た時点で、ボランティアセンターの職員がボランティア登録をしている会員と連絡をとって依頼するという仕組みになっております。会員には提供したいボランティア内容を登録していただいております。

以上です。

**○副議長（尾野政子君）** 山本伸子君。

**○6番（山本伸子君）** 市内にどのような施設があり、どのような需要があるのかは、今はボランティアセンターに行ってしか知ることができないということでした。しかし、この仕組みですと頻繁にボランティアセンターに顔を出さなければなりません。荒川区や八王子市などでは、ホームページ上に各介護施設などのボランティア受け入れ内容が掲載されており、活動したい人はその中から施設を選んで直接受け入れ先に電話をして相談に応じることができるようになっています。活動内容は、お茶出し、食事の配膳、車椅子の清掃などが1時間程度などと紹介されており、具体的でわかりやすいので自分の得意なことや技術に応じて選ぶことができます。

自宅でパソコンやスマホから情報を得ることができる手軽さは魅力的で、自分のできることから無理のない範囲で介護ボランティアを始めることができるのではないのでしょうか。

このように、市内の施設のボランティア需要の情報を一元化し、ボランティアをしたい人が自宅からアクセスできるような手段があることは、参加する人たちの垣根を低くし、よりボランティア活動が活性化する方法であると考えますが、いかがでしょうか。

**○副議長（尾野政子君）** 保健福祉部次長藤田幸男君。

**○保健福祉部次長（藤田幸男君）** 平成28年度1月末現在で、施設からボランティア要請があったのは21施設、50件でそのうち42件が行事の際の余興のボランティア、で残り3件が体操等、5件が手芸等の指導のボランティアでした。ボランティア活動の現状としましては16施設において定期的にボランティア団体が訪れており、その活動内容は、シーツ交換、行事散歩等の付き添い、傾聴等です。施設側としては、ある程度の知識や技術を要しリスクを伴う活動についてはなれている同じ団体をお願いしており、ボランティアセンターに依頼があるのは単発のリスクの少ないものであるようです。

経験が少ないボランティアが個人で施設の需要を確認し直接出向くという方法は、かえって施設等の職員の負担となってしまうことが考えられ、ボランティアと施設をつなぐクッション役にボランティアセンターの介入が必要であると考えています。

現在、牛久市社会福祉協議会のホームページにはボランティアセンターの紹介ページがあり、

ボランティアの登録団体を閲覧することができます。今後はSNS等を活用して情報を得ることができるような方向で準備をしております。

一方で、ボランティアセンターの目的としましては、実際のボランティアの実践的な活動方法や心構え等についてボランティア同士の横のつながりを大切にしながら学んでいく場、交流の場としており、ぜひ多くの方々に気軽に足を運んでいただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） ボランティアセンターが施設とボランティアをつなぐクッション役というその意味も理解できます。今、ボランティア、ホームページには団体が登録されているということでしたけれども、ボランティア施設は特別掲載されておりません。まずは一步として、ボランティア受け入れを希望している施設の一覧がわかるような情報公開をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

ところで、無償ボランティアの人たちが地域貢献するために何かしらのインセンティブ、つまり動機づけとしてポイント制度を導入している自治体が多くあります。こういったボランティアポイント制度を活用した介護支援活動を実施している自治体は、平成26年度の厚生労働省の調査では209自治体に及びます。介護施設や障害者支援施設などでボランティア活動をしてポイントをため、ためたポイントを現金と交換したり、お買い物券に交換したりとするものです。有償で行っている社協の触れ合いサービス、シルバー人材センターの日常生活支援事業との整合性を図りながらも、無償での市民の力をかりなければこれからの高齢化社会での介護は人手不足になることは想像にかたくありません。

無償であるからこそ、地域に貢献する喜びとともに、自分の健康増進にもつながる仕組みが必要なのではないでしょうか。ぜひ、前向きにそして早急に介護施設などでのボランティアポイント制度の実現を目指して取り組んでいただきたいと思います。市の御見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ボランティアポイントにつきましては、つくば市を含め実施している市町村のほとんどが、対象となるボランティア活動の場所を市が指定した施設としております。指定施設は特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどで営利を目的とした有料老人ホーム等は含まれておりません。同様の考えで牛久市で実施することを考えますと、牛久市の施設は16施設ということになりますが、今現在施設等でのボランティアの需要は既存の団体でほぼ満たされていることから、そこにボランティアが殺到することになるとかえって施設側の混乱を招くことにもなりかねません。また、牛久市の場合は施設以外でのボランティア活動を行っている方が数多くいらっしゃるため、もしポイント制度を利用するこ

とになればそちらも対象となることを考える必要があります。

その上でどういった形で、誰がどのような方法で公正にポイントを本人に渡すかという問題が生じます。この件につきましては十分に検討した上で実施すべき事業と考えられ、今後他市町村の状況等も踏まえながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 介護ボランティアポイント制度、実施するには多々の問題があるということでした。昨日の同僚議員の地域ポイント制度のときの質問の御答弁でも、いろいろ問題があると、できない理由を、できないことを数えているような気がしたんですね。それではなく、できることを数え上げて実現に向けて進んでいただきたいと思います。今も問題があるということでしたけれども、問題を一つ一つクリアして実現できるようにしていただきたいと思います。

それでは、予算編成方針の中から最後は歳入について質問いたします。

財源の確保については、全ての収入において収納率の向上と収入未済額の解消に努め、収入の確保を図ることとあり、税負担の公平性を確保するとともに市の健全財政に資することを目的に策定されている牛久市収納対策中期計画の継続的な取り組みが、今後も求められるところでしょう。早くから徴収の一元化を図り、市民サービスの向上と効率的な業務改善を行い、職員1人当たり滞納繰越分で平均700件を受け持ち、業務に当たっていると伺いました。限られた人員で、さらなる収納率の改善を求められている現状を改めて理解した次第です。

そこで、まず初めに収納環境の整備として、口座振替と平成25年から始まったコンビニ収納の利用はどのような状況なのか。また納付窓口の拡大として毎月2回日曜日の休日納税相談窓口と平成26年から始まった夜間納税相談窓口の利用状況について伺います。

○副議長（尾野政子君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 初めに、コンビニ納付の状況でございますが、コンビニ納付は平成25年度から市県民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の市税4税目に加え、介護保険料、後期高齢者医療保険料などのおの現年度分について実施しております。

このうち、市税4税目のコンビニ納付件数につきましては、平成25年度3万9,356件、平成26年度4万6,921件、平成27年度は5万911件となっており、平成27年度は平成26年度と比較して3,170件上回っております。また納付額につきましては、平成25年度6億5,259万3,000円、平成26年度7億9,336万8,000円。平成27年度8億2,453万3,000円となっており、平成27年度は平成26年度と比較して3,



116万5,000円の増額となっております。

市税4税目の納付件数全体に占めるコンビニ納付件数の割合は、平成25年度13.6%、平成26年度16.3%、平成27年度18.0%となっており、平成27年度における納付件数全体に占めるコンビニ納付件数の割合は、平成26年度と比較して1.7%伸びている状況でございます。

次に、市税4税目の口座振替の実績についてでございますが、件数につきましては平成25年度9万3,756件、平成26年度9万2,579件、平成27年度8万9,541件となっており、平成27年度は平成26年度と比較して3,038件下回っております。また、納付額につきましては平成25年度26億6,553万7,000円、平成26年度26億1,582万6,000円、平成27年度24億8,271万7,000円と、平成26年度と比較して1億3,310万9,000円の減額となっております。

市税4税目の納付件数全体に占める口座振替納付件数の割合につきましては、平成25年度32.4%、平成26年度32.3%、平成27年度32.2%となっており、平成27年度における納付件数全体に占める口座振替納付件数の割合は、平成26年度と比較して0.1%減少している状況でございます。口座振替件数が26年度と27年度の比較で約3,000件減少した主な理由については、市県民税の特別徴収への切りかえの増加やコンビニエンスストアでの納付の増加などが要因として考えられます。

次に、休日、夜間納税相談の現状についてでございますが、休日納税相談は毎月2回、最初の日曜日と最後の日曜日にそれぞれ相談窓口を開設しているものでございます。夜間納税相談は、平成26年10月から第2、第3火曜日の午後6時から午後8時まで相談窓口を開設しており、納付機会の拡大に努めているところでございます。これらに加えまして、夜間電話催告を平成26年7月から実施し、収納率向上に努めております。

休日納税相談の利用件数は平成26年度1,915件に対して平成27年度は2,360件となっており、前年度より445件の増、納付額は平成26年度2,410万2,000円に対し平成27年度は2,595万円となっており、前年度より184万8,000円の増額となっております。平成27年度の納付額全体に占める納付割合は、0.154%を占めております。

夜間納税相談の利用件数は平成26年度71件に対し、平成27年度は262件となっており、前年度より191件上回り、納付額は平成26年度43万9,000円に対し、平成27年度は368万3,000円となっており、前年度より324万4,000円増額となっております。平成27年度の納付額全体に占める納付割合は0.022%を占めております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 答弁者に申し上げます。答弁残時間が残り少ないので簡潔にお願いいたします。山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 納付件数全体の半分が口座振替とコンビニ収納であることから、多様な納付方法として効果があることがわかりました。また、休日納税相談や夜間納税相談も年を重ねるごとに着実に増えているということでしたので、金額的には小さくても大事な取り組みであると思いましたが、夜間、休日に対応されている職員の皆さんの働きにも敬意を表したいと思います。

ところで、牛久市収納対策中期計画は、2014年からの3カ年を計画期間として市税初め下水道使用料の目標収納率が設定してあります。間もなく3年の計画期間が終わりますが、主なものの目標収納率の数値の達成状況と、今後の課題についてお聞かせください。

○副議長（尾野政子君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 収納対策中期計画の成果、数値目標の達成状況と課題についてでございますが、平成27年度収納率は市税現年度分目標が98.2%のところ、98.6%の実績となっており、目標を0.4%上回っております。滞納分につきましては、目標16.7%のところ23.3%の実績となっており、目標を6.6%。市税全体の目標につきましては、90.2%のところ92.5%の実績となっており、目標を2.3%上回っている状況であります。

国民健康保険税につきましては、現年度分の目標が92.0%のところ93.5%の実績となっており、目標を1.5%上回っております。国民健康保険税の滞納分につきましては、目標12.5%のところ19.2%の実績となっており、6.7%上回っており全体としては、目標値66.8%のところ69.9%の実績となっております。

今後の課題についてでございますが、市税は目標を上回っておりますけれども、高額滞納事案の縮減を図っていくことが今後の課題となっております。国民健康保険税につきましては、同じく目標は上回っておりますが、世帯主が納税義務者となっていることや全額納付しなくても短期保険証を発行していることが納税意識を低くする要因となっております、課題となっておりますのでございます。

先ほど数値は申し上げませんでしたけれども、税以外の料金の目標と成果につきましては目標を下回っている現状がありますが、これにつきましては目標を高く設定していることが要因と考えられております。また、受益者負担金と後期高齢者医療保険料以外の料金につきましては平成26年度実績を上回っている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 済みません、答弁時間が短くなってしまったようなので、最後の質問にいきます。

収納対策の取り組みの中で、新規滞納者を発生させない取り組みである行政サービスの制限の拡大について伺います。

チャイルドシート、2人乗り自転車、不妊治療など、数えてみると23の行政サービスが滞納がないことを条件に行っており、今後も対象サービスの範囲を拡大するとなっています。納税者との公平感の観点からも、行政サービスの制限を設けている自治体はあるようですが、その制限をするサービスについては十分検討される必要があると考えます。

自治体の中には制限を設けている場合利用制限の基本方針を定めていたり、利用制限の対象としないサービスを明記している自治体が多くあります。利用制限の対象としない行政サービスに共通しているのは、個人の教育に係る事業、生命、財産の安全に関して緊急性がある事業、医療、公衆衛生に係るもので、停止すると市民生活に重大な影響があると認められるものなどとなっています。

つまり、憲法が保障している生存権や教育を受ける権利については、条例をもって侵害することは許されないので除外しなければなりません。

そういう視点で見ると、牛久市で行政サービスの制限の対象に就学援助金、在宅介護者おむつ等給付金、介護保険福祉用具購入費補助などがありますが、どのような方針でこれらを対象としたのか。今後拡大するに当たっては明確な方針を設けるべきだとも考えますが、市の御見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 行政サービスの制限についての方針についてでございますが、在宅介護者おむつ等給付金につきましては介護保険料の滞納のないことが利用条件の一つとなっております。この給付金につきましては、おむつを購入した場合1カ月5,000円を上限にして振り込みにより給付をしており、保険料が未納であっても給付金を給付するとした場合、保険料を納付している市民との不公平が生じることから、これまでどおり一定の条件は必要であると考えます。

また、介護保険福祉用具購入費補助につきましては、被保険者が保険料を滞納していないことを条件としてこの給付制度を利用できることとなっております。保険料が未納となった場合、保険料を納め介護が必要になったときに費用の一部を支払ってサービスを利用できるという介護保険制度の仕組みが崩れてしまうため、介護保険法において一定の給付制限が設けられています。要保護、準要保護、児童生徒に対する就学援助費における滞納との関係ですが、制度の趣旨が経済的困窮世帯の支援であり、子供たちの教育を支えるセーフティーネットであるこ

とから、税の滞納による制限は行っておりません。ただし、納税の義務はきちんと果たしていただく必要がありますので、収納課における納税相談を受けることを条件としております。

今後、行政サービスの制限の拡大をするに当たりましては、議員御指摘のとおり、日々の生活を安全安心に営めるよう内容を十分検討した上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、2番目の大きな質問です。

田宮町の市道699号線沿いの危険な建築途中の建物と足場についてです。この物件は平成7年度に工事が着工しましたが、その後工事が中断され、約20年間放置されている建物とそれに伴う足場です。平成17年7月には当時の区長から、足場が歩道に及んでおり、危険性や防犯上、また景観上からも問題が多く撤去してもらいたいという要請を受け、所有者へ足場撤去の通知を送付したと伺っております。

その後、近隣の区長やタウンミーティングにおいても、同様の要請があったり近隣住民からの意見書も提出されて、再三再四所有者に足場の撤去の要請をすれども対応がないまま、足場は長い年月の風雨にさらされさびついております。近年の予想を超える強風や豪雨などの天候を考えると、さびた足場の鉄パイプが落下する危険性も考えられないわけではありません。

そんな状況の中、昨年10月茨城県知事に対して市内に所在する危険建築物及び工作物の撤去等に関する要望書として、本町全区長初め、近隣の4区長の連名で県に要望書を提出いたしました。それについて県の担当者は、要望は重く受けとめ対処したいとの御回答でした。

そこでお伺いいたします。これまでのタウンミーティングでの指摘や県への要望書に対して、建物の危険性についての県の判断はどのようなもののでしょうか。そして、県の判断に基づき、市としてこのような建物に対してという対策はあるのでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの山本議員御質問の建築途中建物に対する県の判断についてでございますが、建築基準法に基づく建物に関する指導権限は特定行政庁である県にあります。そこで、当該建築物の危険性に対する市民の皆様からの御意見、御要望に関して、県に対し相手方に指導していただくよう再三にわたり依頼をしてきたところです。

当該建築物の危険性について県に確認したところ、即座に法に基づく命令が必要な状態ではないとの判断であり、県としては建築物及び土地の所有者本人に意向を確認し適正に管理するよう指導を実施していきたいとのことでした。この県の判断に対し、市として取り入れる対策としては市が権限を有する道路の上空部分に張り出している足場について、道路法に基づく道路占用申請をせずに無許可の状態で行っていることから、市が独自に撤去の指導をする

ことができると考えております。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） また、足場については道路管理者の占用許可や警察署の使用許可を得ていると思われませんが、その期間はとうに経過しているものとも思われます。その後も足場を放置し続けていることへの、牛久市の対応はどのようなものになるのでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 先ほども御回答させていただきましたが、市として権限を有する道路上空の足場について無許可で道路占用している状況であることから、所有者に対し再三にわたり足場を撤去するよう指導してきたところですが、いまだ改善には至っていない状況であります。

当該建築物の所有者について、最新の状況を登記簿にて確認したところ、昨年末に土地、建物とも所有権が移転登記されていることがわかりました。市としては、まず新しい所有者に対しこれまでの経緯を御説明させていただき、市が権限を有する足場の撤去を指導するとともに、建物の安全対策についても要請し、所有者がみずから状況を改善するよう交渉を進めてまいりたいと考えております。

また、未改善状況への対処方法についてですが、弁護士に相談をしたところ民法に基づく対処のアドバイスをいただいております。仮に、相手方に改善の意思が見られない場合はこのアドバイスに基づき対処をしていく所存でございます。

具体的には、まず正当性を確保するために弁護士に1級建築士の方を御紹介いただき、足場や外壁材等の現状が市が所有権を有する道路の利用者に対して危険性があるかどうか、現地で確認をしていただきます。確認の結果、危険性があると判断された場合には、民法に基づく妨害予防請求権により道路の所有権に基づく危険箇所の解除を求めてまいります。その際、相手が応じない場合には道路所有権に基づく裁判を起し、確定判決後に市による危険箇所の強制執行を行ってまいります。

当該行為につきましては、個人の財産に対する行為となることから、実施の際には弁護士の指導を仰ぎながら慎重に対処してまいりたいと考えております。また、市が強制執行を行った場合には撤去に係る費用についても相手方に請求してまいりたいと考えております。市としては、市民に対する危険なものの排除に対し努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 民法の妨害予防請求という新しい手法が対応ですか、それが提案されたということで一歩前進したと思います。ぜひ1級建築士の方の判断を仰いで早急に危険な状態の解決に向けて対応してくださいませようお願いいたします。

全て行政の行うことは法にのっとってということは法治国家であり、いたし方ないことではありますが、毎日あの建物の前の狭い歩道を学校に通う子供たちや、通勤に使っている市民の方の安全を考えると、何かしらの対策がとれないものかとじくじたる思いになるのは私ばかりではないと思います。

それでは最後に伺います。建築途中の当該物件の建物と足場について、今の状態のまま放置することで万が一不慮の事故が起こった場合について、行政が責任を問われかねないと思うのですが、その点についての御見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 経済部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 今の状態のまま放置することで万が一事故が起こった場合の責任の所在についてでございますが、弁護士に相談した結果、あくまでも建築物の管理は所有権者の責任であり、放置することで事故が起こったとしても市には何ら責任がないという御回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 市道699号線は牛久駅に向かう道路ですので朝晩は送迎の車も多く通るところです。当該物件のある歩道は狭い上にさびついた足場があることで風が強い日などは危なく、歩道を避けて車道を歩く人もいと聞いております。その際、車との接触などの危険がないとも限りません。

所有者の方においては何かしらの事情があるのやもしれませんが、社会的責任ということもよくよく考慮し善処していただく方法を今後も粘り強く模索、引き続き県とも連携して対処していただきますようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○副議長（尾野政子君） 以上で、6番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで仮議長の選任をいたします。

議長において17番鈴木かずみ議員を指名いたします。議事運営上、仮議長と交代させていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時45分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（鈴木かずみ君） 仮議長の選任を賜りました鈴木でございます。仮議長として暫時議長の職務をとらせていただきますので、御協力お願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党尾野政子でございます。

質問の前に一般質問通告要旨の訂正をお願いいたします。11ページでございます。

11ページ、④台風10号で被災した岩泉町を削除していただきまして、一部自治体と訂正をお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、5点について一般質問を行います。

まず、第1点目は市民の安全を守る路面下の空洞調査についてであります。このテーマについては1年前の3月議会で取り上げさせていただきました。そのときの御答弁は、今後におきましては県や近隣市町村の実績等を参考にし、また足並みをそろえ予防保全型である空洞化調査を検討してまいりたいとのことございました。1年が経過し、その後の状況について4つの観点から質問をさせていただきます。

記憶に新しいところでは、昨年11月福岡市のJR博多駅前で発生した大規模な道路陥没事故がありました。オフィス街の真ん中にぽっかりとあいた巨大な穴はまるで映画が現実化したような衝撃的な光景でした。この福岡市の事故は当市にあっても人ごとではられません。近年は豪雨などの激甚化によって、道路や地盤などの損傷の度合いも加速しております。規模は小さくても、路面の陥没は全国各地で頻発している状況であります。

そこで①ですけれども、当市の路面下空洞の現状についてお伺いをいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 路面下空洞の現状についてお答えいたします。

初めに空洞が発生する主な原因といたしまして、埋設管が何らかの原因で破損した際、そこに土砂が流出することで空洞が発生するものです。また、水道管やガス管などの埋設工事の際に、埋め戻した土の緩みにより地中にすき間ができ、そのすき間が拡大していくことで空洞が発生します。その他、地中に水道が存在した場合には水道に土砂が流出することでも空洞が発生することが確認されております。

牛久市管理の道路では、平成27年度に道路の陥没が7件発生しております。内訳といたしまして、3件はU字溝接続部の経年劣化の影響で土砂がU字溝に流出し、小規模の陥没が発生

したものでございます。残りの4件は原因の確定には至っておりませんが、地盤の緩みによりすき間の発生が要因であると推測されます。また、28年度2月末時点において小規模の陥没が1件発生してございます。

以上が直近の路面下空洞の状況でございます。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、当市の陥没の状況を数値でお示しいただきました。

2番目といたしまして、老朽化した下水道管内の対処についてであります。国交省によりますと、下水道管の老朽化などに起因する道路陥没の発生件数は現在全国で毎年3,000件を超えているとのことでございます。先ほど御答弁もいただいておりますが、専門家によりますと路面下に張りめぐらされている下水道管が老朽化して亀裂が入ると、そこから周囲の砂が流出して空洞化が発生し陥没のおそれがあると指摘をいたしております。そこで、改めて当市の老朽化した下水道管の対処についてお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 牛久市が管理している下水道管は平成27年度末で污水管が約379キロメートル、雨水管が約119キロメートル、合計約498キロメートルでございます。污水管につきましては昭和53年に供用開始されて以来、古いものでは約38年が経過し老朽化が進み改修が必要な施設もあります。管の入れかえや内面補強など施設の延命化を図る長寿命化を、平成25年度より東みどり野地区において実施しているところでございます。今後老朽化した管路は増加していく見込みであり、現在のような個別の地区ごとの対策ではなく下水道施設全体として老朽化対策を進めていく必要があると認識しており、老朽度を点検調査し優先順位をつけた上で、計画的に修繕改築を実施していくための基本計画の発注に向け、現在準備を進めております。

この修繕改築計画を平成29年度には下水道事業計画の中に盛り込む予定であり、重要な事業の一つとして計画的に老朽化対策を進めてまいります。また、職員による管路の点検や道路パトロールを実施し、道路陥没など引き起こさないよう下水道施設の適切な維持管理に努める所存でございます。御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、基本計画を進めておられるということを伺いました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、③路面下空洞調査の補助金について伺います。道路の表面上に傷が認められない路面下の空洞については、容易に確認できないのが実情かと思ひます。長野県松本市について例をとってみますと、松本市では道路の陥没による事故を防ぐための路面下空洞調査をこのほど始



めました。上から見ただけではわからない地下の空洞を、特殊な装置を使い道路を掘らずに発見するものでございます。松本市の市道は総延長約2,300キロあり、幅5.5メートル以上の幹線は335キロ、このうち調査対象路線は災害時の避難経路や物資輸送経路になり得る道路及び市街地の病院、市役所などに接続する道路合わせた約50キロでございます。調査は地質会社が担当いたします。自動車の外側後部につけた装置から電磁波を地面に向けて出し、空洞の有無を調べるものでございます。周囲の車の速度に合わせて走りながら調査が可能です。

空洞調査におけるこの手法は、松本市だけではなく全国的にもまた茨城県内においても登用する自治体がふえております。私の1年前の3月議会で、この点については提案をさせていただいているところでございます。

そこでお伺いいたします。当市においても、緊急輸送路及び災害時必要とされる道路については優先し空洞調査を行うべきと考えるところでございます。その際、国の予算、防災安全交付金の活用が可能との情報も得ているところでございますが、この補助金についての現状をお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 路面下空洞調査の補助金についての御質問にお答えいたします。

茨城県道路維持課に確認したところ、空洞調査のみを実施する場合には、平成29年度より国の補助金である防災安全交付金の対象条件から除外されたことを確認いたしました。補助適用範囲としましては、道路に異常が確認され、それらを正常な状態に戻すための原因調査や補助設計を行う際の参考データ収集の目的であれば補助の対象になり得ると伺っております。

以上であります。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、補助金においては来年度からは見込めないという御答弁がありました。それでは、まず④空洞調査の今後の見解についてお伺いします。

1年前の私の一般質問に対する御答弁では当市の緊急輸送道路としては市道21号線、通称ふれあい通りへの一部を含む5路線、市道18号線と市道23号線を含む3路線が指定されているとのことでした。そして、これらの輸送道路を適切に管理することは、市民の皆様の安全を確保する上で、また災害時において非常に重要であるとの認識をしているとの御答弁でございました。私も大いに共感するところでございます。

先ほど、補助金の件では空洞調査の国の補助金については来年度から見込めない旨の御答弁がありましたが、これらの背景を含め今後の空洞調査については、どのように対応されるお考えか当市の御見解を伺います。

○17番（鈴木かずみ君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 空洞調査の今後の見解についてお答えいたします。

緊急輸送路を効率的に維持管理していくことが市民の生命と財産を守ることにつながることにつきましても、前回の答弁と同様に認識しているところでございます。今日まで、緊急輸送路に指定されている路線で道路の陥没や路面の沈下、地下埋設物の異常は発生しておりません。また、指定路線のほとんどがもとの地山、地盤を削ってつくった道路であるため、路面下の状態は安定しているものと推測されます。これにより、今後も職員による日常の巡回や道路パトロールを行うなどして早期の異常発見に努め適正な道路の維持管理に努めてまいりたいと思います。

万が一、異常が発見された際には補助金が対象となるよう、路面下空洞調査を有効活用し、また空洞調査等の非破壊調査の分野は技術開発も非常に活発で、調査方法、制度も変わってきてございます。この内容を見定めて緊急輸送路全体は難しいとは思いますが、消防署、警察署、病院駅学校など優先順位を決めまして空洞調査の実施に向けて関係機関と引き続き調整を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、緊急輸送路等についての空洞調査については、前向きに御答弁をいただきました。当市においても人や予算が限られた中ではあると思いますが、空洞調査においても優先順位をつけ調査点検をし、市民を守る防災減災の推進に今後も御尽力いただきたいと思っております。

次に、大きな2点目入学準備金支給の前倒しについてであります。経済的に苦しい家庭を対象にした就学援助制度のうち、小中学校入学時にランドセルや制服などを購入するための入学準備金の支給時期を前倒しする動きが、全国的に広がりを見せております。

本来は、入学前に必要な費用でございますが、保護者は一時立てかえをし、実際の受給は5月から7月の入学後になっているのが現状でございます。これに対し、保護者からは制服代や通学用自転車、体操服など予想以上の現金が必要として驚いた、3月に入学準備金をいただけたら助かる、貯蓄する余裕はない中、立てかえ払いは厳しい、入学準備の時期に間に合わない、支給をもっと前倒しできないものかなどの声が多数寄せられております。

これらの声に対し、前倒しを決断した自治体は、子供の貧困が全国的な問題になる中、市民サービスの向上につながる考えた、また新入学時期は特にお金がかかる、必要な時期に必要な援助をしたい、さらに、予算措置を伴う新たな貧困対策はなかなかできない、前倒しは事務手続の見直しで可能なため決めたなどございます。

そこで伺います。①についてでございますが、入学準備金支給の当市の現状についてでございます。まず初めに、支給対象基準額について伺います。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、牛久市に住民票があり経済的に困窮している家庭に対しまして、学用品や給食費などの学校に係る費用の一部を援助する制度であります。その就学援助支給認定所得につきましては、一般的な両親と子供2人の4人世帯では223万9,000円までの所得世帯が対象になり、さらに借家の場合には55万2,000円を限度にこれにプラスした279万1,000円が対象所得基準額となります。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは次に、対象者数を小学校、中学校別にお問い合わせいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 対象者数につきましては、平成28年度の支給対象者は小学校で32人、中学校では46人に支給をいたしております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 小中合わせて78名が対象になるということがわかりました。

次に、支給金額を小学校、中学校別にお示しください。あわせて、支給時期についても伺います。

○17番（鈴木かずみ君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 入学準備金につきましては、1人当たり小学校は2万470円、中学校は2万3,550円でありまして、合計として小学校66万5,040円、中学校108万3,300円を7月に各学校を通しまして支給をいたしております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次に②でございます。

前倒し支給の当市の見解について伺います。経済的に苦しい家庭にあっては立てかえ払いそのものが難しい状況です。だからこそ、入学準備金などの就学援助が必要なわけであり、決められた援助内容を必要なときに実施することが本来の目的にかなうものと考えます。当市においても、どうか生活者の目線で市民に寄り添った施策となるよう、入学準備金の前倒しの決断を求めるところでございますが、御見解を伺います。

○17番（鈴木かずみ君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

前倒しの支給につきましては、現在のところこの前倒し支給を実施している市町村は県内では守谷市のみとなっております。全国を見れば北九州市や太田市、さらには八王子市などで前年度支給としている自治体もあります。

入学準備金の入学前支給という点につきましては、入学準備金の趣旨からは事前支給は必要であると考えております。一方で、入学前の支給につきましては転入転出が多い3月期に支給することで、該当者に支給した後に転出することも考えられるところでもあります。また、所得の把握に対しましても近々の直近の収入で確認していることから、対象者の申請書類がそろわないという状況も懸念される所でもあります。これらの課題を踏まえつつ、近隣の市町村の状況を見ながら入学準備金の入学前支給についてはぜひ検討してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） これから申し上げることは私の要望でございますので、御答弁は結構でございます。

入学準備金支給前倒しに踏み切った自治体においてもただいま御答弁が、御指摘があったとおり該当者が支給した後に転出したり、また近々の所得の把握が確認できないことが課題でした。しかしながら、それぞれ工夫して、その上で前倒しに対する考え方も少し緩和されているように思います。立てかえ払いが不要になり、該当者の負担が軽減されたものの中に、高額療養費や出産育児一時金、当市においては介護保険を利用して手すりなどの住宅改修など生活者に寄り添った施策も実現いたしております。どうか、この入学準備金の前倒しについても来年度には実施の運びとなるよう御検討をお願いいたします。

次に、大きな3点目。

無年金者救済法成立による支給対象者と今後のスケジュールについてであります。昨年の11月改正年金機能強化法、いわゆる無年金救済法が成立をいたしました。これにより、年金を受け取る資格を得るための加入期間がこれまでの25年から10年に短縮され、本年10月から全国では64万人が年金を受け取れるようになります。

ちなみに、新聞報道によりますと受給資格期間が短縮されたことで受け取れる国民年金の額は保険料を24年間納付した人は年額約46万8,000円。20年の人は約39万円、15年は29万3,000円、10年は19万5,000円になるとのことでございます。

市民の方々からは私ども会派へも問い合わせがあり、新たに年金がいただけると聞いたが本当ですかなどの声が寄せられております。諦めていた公的年金を受け取れるようになり、これ

まで無年金だった方々には大きな朗報となりました。また、加入期間が短縮されたことで将来無年金になることを減らす効果も期待できるところでございます。今後は、新たに年金を受け取れるようになる人に対して支給請求書が送られ、これを返信することから手続が始まるのですが、懸念されるのは対象者が書類を見逃したり申請を忘れてりするところでございます。

そこで、お伺いいたします。①でございます。無年金救済法により当市においての新たな支給対象者数についてお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 今回の年金法の改正によりまして、国民年金保険料の納付済み期間と免除期間及び厚生年金などの被用者期間の加入期間の合計である受給資格期間が、25年以上から10年以上に短縮されました。今回の改正によりまして本年7月までに要件を満たしている方につきましては、施行日である8月1日に新たに年金の受給権が発生するため翌々月9月分の年金から支給されることとなります。支給対象者数につきましては、年金事務所から提供された情報によりまして茨城県内では1万8,499名、牛久市では320名となっております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 牛久市では320名の方が新たに年金を受給できるということでございます。本年10月から支給が開始されるということでございます。この人たちへの開始がされるということでございますが、それまでのスケジュールについてお伺いをいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 年金支給までのスケジュールについては、まず日本年金機構から2月下旬から7月上旬にかけて対象者に対し年金請求書が郵送されます。申請書の受け付けは、3月1日から年金事務所及び年金相談センター窓口で受け付けが開始されています。全ての加入期間が国民年金の第1号被保険者であった方につきましては、医療年金課窓口でもお受けすることができます。年金は受給権発生翌月分から受けられますので、8月1日に受給権が発生する方には9月分の年金が10月に支払われることとなります。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、この周知はどのようにされるのかお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 年金請求書につきましては、日本年金機構から対象者へ郵送することによりまして、対象者への確実な年金請求の御案内を図っているところでございます。

また、既に改正後の受給資格要件を満たしている320名の方につきましては、黄色で目立つ配色の封筒を用いての郵送によりまして、より確実に御案内することとなっております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、相談窓口の設置はどのようにされるのかお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 請求書の提出を含めた御相談等の窓口につきましては、従来どおり年金事務所または年金相談センター及び牛久市では医療年金課となります。今回の改正に合わせ、年金事務所では受付人員を増員するなどの受付体制の強化を図るとのことでございました。市の医療年金課窓口では請求書の記入方法や添付書類の御説明、加入記録の確認、また加入期間が第1号被保険者のみであった方に限りましては年金の請求受付も行っております。

以上でございます。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 年金の支給がスムーズに進むように祈っております。

年金受給資格期間の短縮の声を求める国民の声は大きく、これまで私ども公明党中央といたしましても強力で推進してまいりました。このたびの改正で老後の暮らしに対する不安が少しでも和らぐことを期待しまして、このテーマの質問を終わります。

次に、大きな4点目、ヘルプマーク導入についてであります。義足や人工関節を使っている人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人などが周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークが注目を集めております。外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないために優先席に座っていると不審な目で見られストレスを感じるなど、日常生活でさまざまな不便を強いられております。

これらの方々にとって、ヘルプマークの存在はとても重要だと思います。このヘルプマークは東京都が2012年10月に作成しました。やわらかい樹脂製でベルトでかばんなどにつけ、裏にシールを張って自分の障害や助けてほしいことが書き込めます。車両の優先席付近にステッカーを表示し、カードマークは都営地下鉄やバスの営業所で無料配布され、昨年未まで16万人が受け取っているとのことでございます。東京都は他県にも活用を呼びかけ、既に青森や京都など少なくとも5府県が導入し、昨年4月の障害者差別解消法の施行後は問い合わせもふえ、ことしは神奈川、岐阜、大阪も配布を始める予定とのことでございます。

しかしながら、現状はまだまだヘルプカードを知らない人もたくさんおります。私の知人も人工関節を使っており、日常生活の中で階段の上りおりに時間がかかったり、電車の中で立つ

ているとどうしてもバランスを崩してしまいがちです。ヘルプマークが身近にあればと思います。

ヘルプマークの全国への普及を願っている方たちがたくさんおられることを、今回の一般質問のテーマで取り上げたことで知ることができました。うれしいことに、1月の新聞報道によりますと、東京都で作成したヘルプマークが2020年東京五輪、パラリンピックに向けた国の案内図記号の見直し議論の対象に入り、日本工業規格JISの図記号に加えるかどうかを経済産業省の有識者委員会が検討中で、7月ごろ正式決定するとの運びとのことでございます。追加されれば国内統一マークとして全国的な普及が期待されるところであります。

そこでお伺いたします。当市においてはこのヘルプマーク導入の見解についてはどのように考えておられるのかお示しいただきたいと存じます。

○17番（鈴木かずみ君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ヘルプマークにつきましては、議員がおっしゃるとおり、現在国におきまして東京オリンピック・パラリンピックの開催までに全国統一のヘルプマークを検討しており、茨城県としましても、国の動向を注視している状況でございます。牛久市としましても、現在導入した場合に変更される見込みもあることから、国の動向を見据えながら導入を検討してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 先ほども申しましたけれども、ヘルプマークについてはまだまだ知らない方が大勢おられます。障害をお持ちの方がより安全で安心な暮らしができるよう、また助け合いのまちづくりが進むようヘルプマークの導入を提案し質問を終わります。

次に、最後に大きな5点目、災害発生時における避難所運営についてであります。東日本大震災から間もなくまる6年が経過しようとしております。復興庁の本年2月28日付の発表によりますと全国の避難者等の数はいまだ12万3,000人おられ、全国47都道府県1,094市区町村に所在をされているとのことでございます。

被災地では道路などのインフラ整備や住宅建設は着実に進んでいるようでございますが、ストレスや津波の後遺症で苦しんでおられる方もたくさんいると伺っております。被災地の一日も早いさらなる復興と、そして心の復興においても心より願い祈念いたしたいと存じます。

当市においても、今後いつ起きるか起きてもおかしくない首都直下型地震などの大災害に備え、市民の命と健康を守る観点から災害発生時における避難所運営について伺います。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ国と地方公共団体の権限と責任が明確化されているとのことでございます。また、地域防災計画

では防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

そこでお伺いいたします。①でございます。避難所運営マニュアル作成についてであります。内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係、失礼しました。先に進み過ぎてしまいました。

①避難所運営マニュアル作成についてであります。内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係、職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい手引き、マニュアルが必要であるとなっております。近年の災害多発の状況に対し、早急に避難所運営マニュアルの作成に取りかかるべきと考えますが、当市の現状についてお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは避難所運営マニュアル作成についてお答えいたします。

現在、牛久市では避難所運営マニュアルの素案を作成している状況です。今後は避難所運営マニュアルの素案をもとに地区の住民、行政、施設管理者である学校関係者及び地区社会福祉協議会と検討を行い、災害時においても牛久の地形を見ますと一括したマニュアルは適さないということで、各避難所ごとのそれぞれの特性に応じた避難所運営マニュアル等の策定を図り、防災訓練や避難訓練などを通じ、問題点や改善点などを洗い出し活用できるようにしてまいります。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2番目について伺います。内閣府好評の避難所運営ガイドラインには避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。とりわけ、初動期避難所にあつては地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び避難所の運営組織をつくることになっているとのことですが、この点についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 初動期の避難所における運営組織づくりについてお答えいたします。避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合時間の経過とともに対応すべき課題が変化することから、各段階に分けてそれぞれに応じた対策を講じる必要があります。

初動期では、避難所の施設に立ち入る前に、避難者の混乱を避けるため避難所を応急的に準備する避難所準備組織を設立します。避難所準備組織の設立に当たっては、まずそのリーダー



1名と補佐役複数名を選出し、次いでリーダーは避難者の中から各任務2人以上の協力者を選出します。リーダーには自主防災組織や行政区役員がこの役割を担うことが期待されます。避難者が避難所のルールに従って一応の生活の安定を確立したならば、避難所運営組織を設立し具体的な業務を行うための各運営班を置き、この体制は撤収するまで維持することになります。

なお、大規模かつ突発的な災害の場合においては、避難所に最初に到着するのは避難してきた地域住民であることが想定されることから、リーダーや協力者の選出方法などもマニュアルに記載できればと考えております。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、③について伺います。

内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針については地域住民も参加する訓練を実施するとなっておりますが、避難所運営に基づく避難所設営の訓練の実施状況を伺います。今、これについては避難所運営のマニュアルは今これから各避難所ごとにつくるということですが、避難所訓練の実施状況についてお願いしたいと思います。

○17番（鈴木かずみ君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 避難所設営の実施状況についてお答えいたします。

牛久市では昨年11月牛久小学校の体育館を会場として同学校第2次避難場所とする行政区の住民、牛久警察署、牛久消防署及び牛久市消防団の参加を得て、初動訓練及び避難訓練を主体とした夜間における防災訓練を実施しました。本訓練の中で、避難所設営に関する訓練としては市職員による避難所の安全確認、避難所の開錠、避難所の準備、避難者の受け入れなどの訓練などを行いましたが、入り口に掲示してある注意書きを読んでもらう工夫が必要であったり、体育館の開錠についての役割が不明確であったり、ペット避難所の改善点であったり、避難所設営におきまして改善を図る必要があります。

今後は先ほど申し上げましたが、各避難所ごとのそれぞれの特性に応じた避難所運営マニュアルなどの策定を図り、防災訓練や避難訓練などを通じ、問題点や改善点を洗い出し活用できるようにしてまいります。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは最後に、④熊本地震や昨年夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が多数かかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られたとの情報があります。国や県との連携や対向支援の受け入れなど。自治体職員は特に初動期において多忙をきわめる中で、この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしま

うと円滑な災害対応に影響を及ぼす可能性があるかと思われます。

そこで、当市においてもマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し住民の安全確保に努めるべきと考えるところでございますが、御見解をお伺いいたします。

○17番（鈴木かずみ君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 牛久市では地域防災計画に基づき突発的な災害が発生した際、また災害による危険な状態の発生が予想されたり、災害の被害の状況に応じて職員を動員し速やかに災害対策本部を設置するとともに、職員の安否確認を行い、災害応急対策を実行する体制へと移行します。昨年は台風や大雨により5回の職員動員を行い、2回災害対策本部を設置しました。いずれの災害においても迅速に対応してまいりましたが、風水害はある程度予測できるものであり、地震の際の対応についても今後検討を加え、訓練等を通じて再点検してまいります。

以上です。

○17番（鈴木かずみ君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 4点にわたって質問させていただきました。各避難所の状況に応じたより現実的な避難所運営マニュアルが今作成されていると伺いました。大変心強く思います。今後作成が完了し、各避難所ごとに訓練を重ねる段階に入れるよう、今後とも御尽力のほどよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○17番（鈴木かずみ君） 以上で、3番尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は15時50分といたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時50分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 市民クラブの須藤京子でございます。

一般質問に入る前に、まず郷土の誇り、いえ、日本の誇りである稀勢の里関の初場所優勝と第72代横綱昇進を心からことほぎたいと思います。2月18日には祝賀パレードが行われ、沿道は人、人で埋め尽くされ歓喜に沸きました。この日の来るのをどれほどの人が待ち望んで

いたことでありましようか。これまで横綱昇進がかかった場所が何度もありましたが、決め切れずに大関の地位に甘んじていた稀勢の里関です。郷土後援会の中には、もはや名大関魁皇の後を目指せばよいと言う方もいらっしゃると思います。しかし、これは稀勢の里関が萩原という四股名時代からその活躍を見てきた深い愛情が言わしめた言葉なのであります。かく言う私もその一人でありますが、横綱になってほしいという思いと、いや、名大関として長い間土俵に立ち続けるのも一つの道という思いに揺れ動いてまいりました。しかし、そんな思いを稀勢の里関は鮮やかな土俵際のうっちゃりで投げ飛ばしてくれました。これまで臥薪嘗胆、耐えてきた年月が一気に花開いた瞬間をテレビを通してではありましたが、共有できたことは無上の喜びとなりました。

それにしても、初場所の優勝が決まったのが1月21日、そして千秋楽にははや横綱昇進が確定となりました。思えば、そこから祝賀行事の終了まで郷土後援会の事務局を引き受けている市民活動課は怒濤のような日々を送られていたのではないかと考えております。郷土後援会会長代行の根本市長を初め、後援会事務局、当日お手伝いいただいた職員の皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

1つ目は平成29年度予算について2項目、数点にわたって質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

最初は、平成29年度予算編成方針についてであります。平成29年度の予算編成は、前市長の色合いが濃く残る28年度予算とは違い、いよいよ根本市長が自身の政策課題を踏まえ、新たなまちづくりに向け臨んだものと推察する次第であります。前市長時代に、私は予算編成に当たって市政運営の透明性を図るためその編成過程の推移を公表すべきだと訴えてまいりました。その点が、根本市長になって、まだ十分とは言えないものの改善されていることについて率直に評価したいと思っております。

さて、29年度予算の編成方針については9月13日付で示されております。これを見ると各課からの当初予算要求額は歳入歳出の差が45億5,000万円と歳出増で大きく乖離していることがわかります。それを現在提案されている予算額に落とし込むには、これまでで言う各課での絞り込み、部内の査定、全体での調整と段階を追って絞り込まれてきたと思われる。

そこで、この予算編成の過程について具体的に伺っていきたくと思います。

1つ目は市税の見込み額についてであります。市税の当初見込み額は編成過程の中で最終的には増額されているわけですが、増額となった理由はどのようなものでしょうか。伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） ただいまの須藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成29年度予算編成に当たりましては、これまでの手法を一部変更し、財政課による各課ヒアリング及び査定を実施した上で予算編成会議を行い、最終的な予算案の調整を行っております。財政課査定では、歳出の削減だけでなく歳入の見込み方法、金額が適当であるかという点についても精査を行っているものでございます。

ただいま議員から御質問のありました歳入の中の市税の増額につきましては、市税は歳入予算の46%を占めており、その動向は牛久市の予算全体に対し大きな影響を及ぼすものであります。そのため、見込みに漏れがないか、課題または過小な価となっていないかという点について、当然担当課の視点からだけでなく財政課の視点からも、他の各項目よりも重点的に精査を行っているものでございます。また、徴収率につきましてもこれまでの傾向や今後の見込み、目標等を精査した上で当初要求額116億7,000万円から最終的には8,000万円増の約117億5,000万円としたものでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、2つ目は財産収入についてであります。財産収入は、5,800万円から1億円へと修正されていますが、これはどういう手法を考えてこういうことになったのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 毎年、財産収入につきましては民間保育園への土地建物の賃貸借料を初め、普通財産の貸し付け及び預金利子の収入と財産の運用に伴い発生する収入の予算計上を行っております。平成29年度につきましては、新たに利活用財産の売却による収入見込み額5,000万円の計上を行ったところであります。この収入額につきましては、次年度以降ひたち野地区への中学校建設事業等の大型投資事業の財源として活用するため、全額を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。これは単なる財源の確保のみならず、将来においても土地利用の計画のない財産を積極的に処分し、民間活力による土地利用を促し、まちづくりの一助をするためのものでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいま、財産収入について未活用土地について積極的に活用を図っていくという、またそれを一般会計ではなく財政調整基金に積み立てるということで新しい手法というのが位置づけられたらと思っております。今回は一般質問ですので、いろいろな詳細は予算委員会で申し上げたいと思っております。

それでは、3点目、市債についてでございます。市債発行については、投資的事業を実施していく上では未来への投資という観点からせざるを得ないものと考えております。その市債には事業債、臨時財政対策債があるわけですが、29年度の配分はどういう状況になっているのでしょうか、伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 一般会計における市債予算額は約20億4,900万円でございます。このうち、清掃工場整備費事業債、中学校施設整備事業債など建設費に充当する事業債は約8億4,900万円となり、市債の41.4%でございます。その一方で、国が地方に配分する地方交付税の財源不足を市町村が借金で肩がわりする臨時財政対策債につきましては、12億円の予算を予算としており、市債の58.6%となっております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 市債管理についてはこれも毎年言及しているところでございます。臨時財政対策債、牛久市の捉え方としては、これも翌年の交付税措置に頼ることなく市債の一部であるという認識をお持ちということで、毎年この点については認識は一致しているところであります。こうした市債発行の管理については今後もお願いしていきたいと思っております。

それでは、4点目の土木費の問題です。土木費は当初要求額が28億円から24億円へ削減されております。これはどういう理由からか、どこを優先したのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） まず、近年の牛久市の状況といたしましては、未契約での繰り越しが多く発生しているというのが現状としてございます。この要因の一つとして、予算措置をしている事業量が多く、一度繰越事業となったものを執行しているうちに、当該年度の事業が執行できず、未契約での繰り越しになってしまうといった悪循環に陥ってしまっている面もあると認識しています。

このため、平成29年度予算編成に当たっては、平成27年度からの繰り越し分も含め、平成28年度の執行状況とも勘案した上で、平成29年度の執行が可能かどうかという点を考慮した予算編成を行っております。これは、現実的に平成29年度中に完了する見込みのない事業を無理に当初予算計上する必要はないものであり、そうした現在の執行状況から完了が困難なものから先送りをを行い、このほか財政課においても現地を確認した上で、緊急度等の判断を行い優先順位の判断を行ったものでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） まさに、土木費の問題、御答弁いただいた中に、私もこの間前市長時代大きくこの部分が膨れ上がり、なおかつこれが先ほどの答弁の中にあつたとおり、未契約での繰り越しという事態を招いていることに対して、大きな危機感を持っていたところであり、確実に着実に何をどこからどうしていくのかという方向性が示されない限りは、身の丈以上のものを計上したところで実施できる理由もありません。こうした姿勢を貫いてやっていけるようお願いをしたいと思います。

5点目は歳出削減全般についてであります。歳出全般の削減幅は、当初要求額から18億3,600万円が減額されております。予算編成の柱となった考え方によるものと思いますが、どうめり張りをつけたのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 事業を進めていく上でどこに課題があるのか、また歳出削減をする上でどこにその余地があるのかという点につきましては、それぞれの担当職員が一番承知をしているものでございます。こうしたことから、平成29年度予算においてはその予算編成方針で市民が将来に希望の持てるまちづくりを念頭に、5つの分野に重点を置くとともに、職員一人一人が牛久市の現状を十分に理解した上で予算要求をすることが示されました。

この結果、5つの分野それぞれで新たな取り組みの提案がなされ、この内容につきましては先日の市議会全員協議会並びに提案理由の説明においてもその一端を御説明したところでございます。

改めて、この場でその特徴を述べさせていただきますが、まず生涯活躍のまちでは国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が最も高い歯科医療費、2番目に高い糖尿病に焦点を当て、これに対する取り組みの第一歩を踏み出したところでございます。

次に、安心した出産と子育ての負担軽減では産婦に対する健診を実施することで、妊婦から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組むこととしております。

次に、地域経済の活性化、経済循環では新たな中小企業活性化事業に取り組むこと。

次に観光資源を活用した活性化ではシャトー神谷の日本遺産認定に取り組むこと。

最後に転入超過の波を呼び込むまちでは、ひたち野地区への中学校建設をきっかけに新たなまちづくりに進むための検討に取り組むことなどを予算化しており、それぞれの事業費としては少額のものもございますが、これまでの牛久市の取り組みがおこなわれている分野に対しても確かな一歩を踏み出した予算であると考えています。

また、一方で歳出抑制策といたしましては前納報奨金の廃止、市長、議長、教育長等交際費の一部減額、会議等におけるお茶の廃止を初めとし、補助金につきましては期限を設けて見直していくことを決定するなど、経常経費において決して聖域を設けることなく見直しを行って

おり、この見直しにつきましては今後も継続して行っていく所存でございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、29年度予算編成の柱となった考え方を伺いました。限られた予算の中では、どういうふうにメリハリをつけたのかということは大変重要な問題だと思います。市長を中心としてこうしたもとに歳出削減全般についても検討されたということで、一連の5点の質問を通じて大きく変わったなと思ったのが、財政課が予算編成の中で大きな役割を担っているということが改めて感じさせられた点であります。

前市長時代は、やはり予算編成においてもトップダウンの事業執行が先に来て、財政はそこにどう合わせていくのか、財源をどう捻出するのかということに終始したように見受けられました。規律ある財政運営をしていく上では、これは大変危ないやり方ではないかと常々思っておりました。それが改善され年間を通した事業の着実な執行できる事業にふりかけ、なおかつその財源適切な財源を確保するという体制で、こういうふうに変わってきたという点は率直に評価をしたいと思います。

こういう方針は根本市長のお考えでやってこられたのかなと思いますが、予算編成について29年度の方針とあわせて、市長からも御答弁いただければと思います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は予算編成方針に柔軟に大きく2つの改善点を行いました。その1つ目は予算編成方針についてでございます。

これまでは、国や県の動向に重きが置かれた抽象的な予算編成方針から一步踏み込んだ予算編成方針にすることを心がけました。具体的に、イズミヤの撤退を初めとした牛久を取り巻く環境の厳しさとその一方でどこに希望を見出していくかという点で、5つの分野を示したものでございます。これに対し、部長以下各職員一人一人が前向きな対応を検討した結果、新たにその有意義な取り組みの第一歩を踏み出すことができたと思っております。

次に、予算編成の手法についてでございますが、これまでは各部での見直しを行った後、予算編成会議での議論がなされていたわけですが、ここに財政課の査定を行うこととしました。私のところにも各部署から何とかこの予算をという話が来ましたが、それは財政課の分野ですから私は関係ないという話をし、そして財政課に振り戻したことでございます。

財政課の査定については2つの狙いがありました。まず、担当者レベルでの予算圧縮と、第1段階としての事業の取捨選択を行う。2つ目は、政策的な経費等に的を絞った予算編成会議を集中して行うことの2点でございます。財政課査定を行うことで、その後の予算編成会議での的を絞った議題とすることを目的としたものでございます。

これらが私の行った新年度予算編成の主な改善の内容となります。予算編成に限らず、これまでの手法が正しいとは考えておりません。また、今改善した方法であっても、まだまだ見直しの余地があるものと捉えております。今後もあらゆる分野において常に見直しをしながら、よりよいものにするよう全職員が一同になって改善を進めてまいります。

これからの私の大きな数年度の見通しの中で、イズミヤ取得にかかる財源それをどうするか、あと3年後に迫っているわけであります。また、大きなものでは消防署建てかえ、それも喫緊の問題でございます。それらも含めて、その財源をどうするかということをここ一、二年のうちにしっかりと決めなければ、これからの予算編成に大きくかかわるものでございます。そのときにおいてもやはり牛久ではまだ塩漬けの土地もございます。そういうものを早くに処分しまして財源に充てる、そして我々持てるものの施策に充てるのが、これからの私の大きな仕事になってくると思います。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 予算編成全般における市長の強い財政を大きくそこにシフトして、各課の取り組みはもちろん大事でございますけれども、その財源も含めて全体の財政規律をどう図っていくか、そこに大きく市長がシフトされたということは大変安心をいたしました。

それでは、次に今お話にもありましたけれども、新年度予算における政策の具体化について質問してまいりたいと思います。

29年度予算には根本市長の積極的な政治主導が見てとれると思っております。予算編成の中では今も言及されましたイズミヤ撤退がまちの停滞につながらないよう真剣に取り組むつつ、さらに市の魅力を高めるための事業展開を図っていくという決意が感じられました。具体的には予算編成の柱として示されていますが、市の転入促進を図るための施設整備と出産、子育て、教育のさらなる充実を進めることなどが挙げられております。保険福祉部関連の予算には医療費の削減にもつながる積極的な保健予防活動や、これまでなかなか政策に結びつかなかった障害児者への支援なども盛り込まれ力強く思ったところであります。

そこで、政策の具現化のための事業について4点質問してまいります。

まず、1点目はイズミヤ跡地の店舗誘致、エスカードビルの利活用について今後どう検討していくのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） イズミヤ跡地の店舗誘致、エスカードビルの利活用についてお答えいたします。

昨日の守屋議員の御質問にもお答えしたとおり、エスカード牛久ビルは牛久駅周辺における



中心拠点として重要な施設であり、イズミヤが撤退した後のエスカード牛久ビルの利活用については1階の食品スーパーの誘致を第一に取り組んできたところ、このたび2月28日に株式会社エコスと出店に関する基本合意に至ったところでございます。2月1日のイズミヤ牛久店閉店から1カ月以内で、新たな食品スーパーの出店に関する基本合意を取りつけることができたことは、限られた期間の中で店舗情報等の綿密なリサーチを行った上で食品スーパーの出店を第一と考え、昼夜を問わず精力的な誘致活動に尽力し、牛久駅前の中心拠点になるエスカード牛久ビルの魅力と可能性が大いにあるということを積極的にアピールしてきた成果であると考えております。

今後は、2階以上のフロアへの物販店舗の誘致を積極的に展開するとともに、4階フロアの公共の利用も視野に入れ、活性化懇話会等を開催して多くの方々の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に市営住宅についてであります。市営住宅は解体撤去費が計上されているところでありますが、解体整備の方針というのはどういうふうに考えられているのかお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市営住宅の解体につきましては、猪子住宅、落合住宅、新山住宅、新町住宅の119戸は木造住宅で建築から50年を経過し老朽化が進んでいることから空き家になっている住宅について平成28年度に猪子住宅の3棟、平成29年度は猪子住宅7棟の解体を予定しており、今後におきましても補助金との兼ね合いもございますが、計画的に解体をしてまいります。

次に、整備方針につきまして猪子、落合、新山、新町の4つの住宅を牛久市市営住宅長寿命化計画に基づき、1カ所に集約し、住みよい住宅を供給できるように関係各部署と整備方法など調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

なお、南裏第2、神谷、南裏、前山住宅につきましては平成24年度より延命措置及び居住性の向上を図ることを目的として外壁の塗装や屋上の防水工事を行っており、今後につきましても計画的に工事を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 解体の方向性、整備の方向性というのは今後の課題であろうと思いま

す。木造の市営住宅、そして非木造の住宅、これらそれぞれを分けて効率いいおかつ市民に安全な住宅が供給されるように体制を考えていっていただきたいと思います。今後の課題として捉えてまいります。

それでは、3点目として地域経済の活性化についてであります。商工費では商工会による中小企業活性化事業への助成が盛り込まれておりますが、商工会との連携や地域経済の活性化にどう取り組んでいくのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 地域経済の活性化と商工会との連携に関する御質問についてお答えいたします。

まず、ハートフルクーポン券の発行事業でございますが、今年度から商工会に事務を移管したことで商工会への加入促進や経営指導につなげたり換金方法を口座振り込みに統一し、迅速な現金化を図るなど、事業所に対するより密接なサポートを展開することができたのではないかと考えております。

平成29年度は、ハートフルクーポン券の発行を通して、より多くの市内事業者に経済効果が波及できるよう、また消費者にとっても利用しやすいものとなるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、商工会に対する助成事業につきましては、平成29年度から商工会が新たに開始する中小企業活性化事業、具体的にはまちゼミ、就活フェア、見本市の3つの事業に対し支援を行ってまいります。まちゼミとは商店主が講師となって、専門知識やプロならではのコツなどを無料で受講者に伝授して店と顧客のコミュニケーションを図ることで、新規の顧客をふやしたり、まちのにぎわいを取り戻そうという事業でございます。就活フェアは合同の就職相談会のこと、人材不足で悩む会員事業所を集めて合同で実施するものです。合同で行うことで事業所が単体で募集するよりも、就職を希望する方々も参加しやすく事業所のPRを兼ねることもできます。工業団地内の大手企業にも声をかける予定であると伺っております。見本市は、市内事業者が新たに開発した商品や地場産品などを1つの会場に集めてPRする場とするとともに、企業のバイヤーにも声をかけて新たなビジネスチャンスを創出する事業でございます。これら3つの大きな事業を成功に導くよう商工会と協力してまいります。

最後に、商工会が管理する街路灯のLED化についてでございます。この事業は比較的新しい街路灯694基を5カ年計画でLED化することに対し支援を行うことでございます。現在街路灯の管理については、設置主である事業者が電気代と水銀灯の交換費用などを負担しております。水銀灯の寿命は短く2年から4年で定期的な交換が必要となり、事業者の負担となっております。LED化を進めることにより、電気料が7割程度軽減されるとともに、寿命の長

いLEDにすることで、交換費用も削減されることから事業者が負担する維持管理費用の軽減につなげたい考えです。

ただいま説明いたしました商工会の事業は、全て地域経済の活性化につながるものと確信しております。平成29年度も引き続き、商工会との連携を密に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） これまでの商工会との連携というのは前市長時代にはなかなか密ではなかった部分もあったやに伺っております。こうした連携を図ることで特定の分野にハートフルクーポンのようなものが流れるという状況がないように幅広く地域全体の活性化につなげていただきたいと思います。と思っております。

それでは、4点目ですけれども、ひたち野地区のまちづくりについてであります。ひたち野地区への中学校建設が具体的に進み始める29年度において、さらなるひたち野地区への人口流入を目指しまちづくりの検討を行っていくという方向性が示されましたが、非常にこれは重要なことだと考えております。

29年度には、具体的にはどういうところで取り組んでいこうと考えておられるのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 須藤議員の御質問にお答えします。

ひたち野地区においての住宅としての供給できる土地は減少している状況でございます。さらに、中学校の新設が決定し、平成32年度開校が予定されていることから、今後ますます宅地の需要が高まるものと考えております。こうした状況を踏まえ、ひたち野地区の隣接する調整区域において市街地の拡大または調整区域のままであっても住宅建設が可能となるための設備手法を調査検討することになります。

具体的には、土地区画整理事業を初めとして地域の実情に応じ地区計画制度の導入や一定の開発行為を認める区域の指定、そのほか手法について現状の土地利用の状況を勘案しながら検討を行い、また茨城県の担当部局とも協議を行いながら方向性を決定します。

私も来月には県に赴き、現状とこれからの要望をしまして、速やかなる計画をするようお願いするところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 区域指定というのはなかなか難しいというところに、ここに果敢に取り組んでいこうという市長の考え方は大いにエールを送りたいと思っております。新たなまち

づくり、もちろん牛久地区のまちづくりの空き家対策等の充実も大事ですが、こちらの中学校建設を起爆剤とした新たな住宅供給の道を探るといのは、ハードルが高い分だけやっいていく大きな力、市民も含めて必要だと思っておりますので、今後いろいろな関係機関の力もかりて推進していかれるように願っております。

それでは、次に財政見通しについて2項目質問を行います。

1つ目は財源の確保と支出抑制についてであります。政策を事業化していくためには、財政見通しをきちんとしていかななくてはならないことは自明の理であります。よく言われるように、入りをはかりて出るを制すというのが財政の基本です。しかしながら、積極的にまちづくりにおいては将来への投資という観点から見れば、世代間負担とも言える市債発行もやむなしとも考えております。

根本市政では当初予算を重視し、年間の財政見通しも十分検討されたことと推察しております。そこで、財源の確保と支出抑制について、具体的にはどういう手法をとっていかうしているのかお伺いいたします。

**○副議長（尾野政子君）** 経営企画部次長吉田将巳君。

**○経営企画部次長（吉田将巳君）** 財源確保の御質問でございますけれども、財源確保については恒常的な増収につなげなければならないものと一時的な財源不足の解消のために取り組むものとの2つの面から考える必要があると考えております。

まず、前者の恒常的な増収につながるものにつきましては、どのようなまちづくりを行っていかうということが大変重要でございます。高齢化が進む中であっても税収を維持、またはさらなる増収につなげていくためには、現役世代の転入促進はもちろん地域経済の活性化、循環策は必要不可欠でございます。

これらを実現するために、平成29年度は5つの重点分野を設け、それぞれの分野で新たな取り組みを進めてまいります。しかしながら、これらの施策につきましては取り組み後、即結果の出るものではございません。逐次効果検証を行い、必要であれば改善等を行い、継続的に実施していくことで成果に結びつけてまいります。

また、今年度公共施設の総合管理計画を策定しており、当計画が完成すれば公共施設の現状を今後の課題を顕在化することができると考えております。これを契機に、公共施設の使用料はもちろん、その他の収入につきましても適正な金額か否かについて全庁的な調査についても取り組んでまいります。

次に、後者の一時的な財源確保につきましては、先ほども申し上げた未活用財産の売却が現時点では最たるものでございます。これにつきましては、平成27年度末より検討を始め平成28年度において一部取り組むことができました。平成29年度は本格的に取り組んでいくた

め、当初予算において5,000万円の歳入予算措置を行ったところでございます。

また、現在は未活用とはなっていないものの、考え方や見方を変えれば生み出せる資産も牛久市にはあると考えており、その一つが公営住宅でございます。公営住宅につきましては、その現状を把握し集約可能なものにつきましては積極的に集約化を進め、それによって生じた残財産につきましても、順次売却を検討し財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁いただいた中でもう少し詳しく聞きたいというものもありますが、予算委員会もあることですし、そちらに回していきたいと思っております。

それでは、2点目、補助金の見直しについてであります。

補助金は、個人や団体が取り組む公益性が認められる社会的、文化的、経済的活動を支援し、行政の抱える課題を解決するための有効な手段として活用されてきました。

しかし、一旦交付されると事業の必要性や効果が十分に検証されずに漫然と継続されやすい側面を持ってもいます。行財政改革の中では、こうした補助金が真に市民に受け入れられるものであるかを検証していくものでなければならないと考えております。毎年、補助金の見直しについては言及しているところではありますが、今年度の予算の中ではどうだったのか。補助金の見直しについても担当各部課での部局での検討はどう行っているのか。庁内全体としての取り組みはどう行われてきたのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 補助金の見直しにつきましては、山本議員の御質問にもお答えしたとおり、各担当部課が市長予算編成方針並びに当初予算要求指針に基づき、補助金の、効率性、平等性、責任性、公益性、必要性、効果を精査しかつ補助団体の決算状況を踏まえ、予算要求をいたします。次に、他の事務事業とともに副市長、部長、次長を構成員とする予算編成会議にて議論し、副市長を委員長とし各部局長が構成員となっております補助金等適正化委員会におきまして補助金が適正なものかどうかの審議をし、庁議を経て予算案として決定されます。

平成29年度の当初予算に対する補助金等適正化委員会では155件の補助金を審査し、全ての補助金について期限を定めました。その内容は、事業期間を単年とするもの、国県補助金が伴うものは制度の廃止とともに事業を終了とするもの、その他補助金については3年の交付期限を定め、3年後についてはゼロベースで検討し見直しを図るものでございます。

今後も補助金が広く公平なものであり、市の活性化につながるものであるよう継続的な見直しをするとともに、執行段階におきましてもチェックを行っていく所存でございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の問題は、先ほど同僚議員も適切な支出を求めるためにどういう点を考えていったらいいのかという点を、さまざまに指摘しておられましたが、私も同様な見解を持つものであります。

今の答弁の中に、今後の、また今年度もどういうふうに取り組むかという姿勢が述べられておりましたけれども、真に市民の福祉の向上に資するためにどうあったらいいかというのをつぶさに精査していただきますようお願いする次第です。長い年月の間、各団体との長い歴史の中で当然として思われていたものも含めてこれは見直しを図るということは大変厳しいものを含んでいると思います。ですが、今回155件の中に期限を区切ってということがありました。先ほども補助金額、市で出しているものは7億という話もありましたから、そういうものが果たしてどういうふう適切なのかという点を市として規則、要綱等含めて全体として考えていただきたいと思います。

それでは、次の後期計画素案についての質問に移ってまいりたいと思います。後期計画については、2項目5点の質問をしてみたいと思います。

牛久市では、平成23年から10年間を目標年次に第3次総合計画を策定しております。策定された平成23年3月は地方自治法の改正直前で、まだ第2条第4項が削除される以前でしたから、当然議会では基本構想について審議し議決しております。

現在は、基本構想における法的な位置づけがなくなったことで、総合計画を市町村行政においてどのような位置づけの計画とするかは、各市町村の判断に委ねられているところであります。このため、総合計画の位置づけを改めて確認するとともに、その位置づけに相応な策定根拠、手続を明確にする必要が出てきました。その際、重要性や公共性が高く議会の議決を経るべき計画と、柔軟かつ迅速な見直しの必要性が高い計画とを明確に区分し、最適な対応のあり方を検討することが必要となってまいりますが、こうした点については今後の課題として捉えてまいりたいと思います。

さて、総合計画は一般的にまちづくりの最上位計画として地域の目指すべき姿を明確にし、政策、施策、事務事業全般にわたり網羅的に掲げるものとなっています。それゆえ総花的で総合計画に掲載されている施策や事業の優先順位が明確でないケースも多いとされています。また、総合計画に掲げられた施策や事業に対しての財源の裏づけが明確にされておらず、毎年度の予算への反映など実効性が担保されていない、また進行管理が適切にされていないなど、さまざまな問題が提起され、職員やまた市民にも共有されるといった問題も指摘されているところでもあります。

さらに、市長との任期との連動をどう図ったらよいのかも新たな課題と言えます。今般策定された第3次総合計画後期計画は、そうした視点からはどう見えるのかを考えていきたいと思ひます。

まず、1点目は前期計画の目標達成度と後期計画への継承という点についてであります。前期基本計画は7つの分野ごと施策大綱がまとめられ、大綱に基づき施策を設定し、施策の目標とするところを指標として掲げ事業展開されてきました。本来は、実施計画を策定し、各施策の進捗管理を行っていかねばなりません、牛久市では実施計画がされていなかったと思ひます。そこで、今回の後期基本計画を策定するにあたって、前期基本計画をどう検証したのでしょうか。目標値を設定したものについての達成度、この結果を既に広報紙やホームページで公表されているところではありますが、実施計画がされていない中でこれまで前期計画の進捗管理はどう行われてきたのか。前期計画の施策、取り組んだ事業、目標指標と目標値の達成度をどう検証したのか。また、それらの結果を踏まえ各事業が後期計画へとどう継承されていたのかを伺ひます。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、牛久市第3次総合計画の上半期分の計画でございます前期基本計画の進捗管理につきましては、5年間の財政計画を実施計画に置きかえて毎年度策定し、市の将来像を見据えた財政運営を行ってまいりました。目標指標の進捗管理も行っており、前期基本計画の目標値の達成結果につきましては全体の46%の達成度となっております。この結果は、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、平成28年12月1日号広報紙に一部抜粋で掲載し、全項目につきましては市のホームページで公表しております。

目標を達成できなかった指標の未達成理由を検証したところ、震災による影響や少子高齢化による担い手不足など不可抗力によるものから、市内2駅に停車する列車本数など目標値の結果が市の取り組みによってコントロールできないものなどがあり、今回目標自体の見直しをかけております。目標値が達成、未達成であっても継続すべきものは継続し、見直すべきものは思い切って見直しを行うことで、より実効性の高い後期基本計画を策定しているところでございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 前市長の時代は、たびたび名前を申し上げて申しわけないんですが、実施計画について言及された実施計画ができていないのではないかとことを言及された議員もおられますが、そのとき前市長は自分がやっているからという答弁されたと記憶しており

ますけれども、やはり大きな総合計画の中でどういうふう具体的に進めるかというのは実施計画がなければ判断できないということで、後でも質問させていただきますけれども、こうしたことが明らかになっていない中で、それぞれの年度の予算の中等含めて事業自体が検証されていったというのは、やはり不十分ではないかなと思っております。

それでは、2点目で市長交代による政策転換ということで質問してまいりたいと思います。

第3次総合計画は、前市長時代に策定されたものであります。そのため、長期計画の中でも前市長の意向が色濃く反映されたものもあります。厳しい財政状況を踏まえれば、計画に盛り込むべき施策については選択と集中を図っていく必要があります。広く市民各層や関係機関等から意見を聞き、計画への反映に努めるとともに、総合的横断的な取り組みや分野をまたがる政策課題については、総合的な取り組みが求められてもおります。

市長が交代したことで、新たなまちづくりが広がっているひたち野地域をさらに発展させていこうとする方向性が、新年度予算でもあらわれておりますが、後期計画の中ではこうした政策転換が行われているのかお伺いします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 当市は、平成22年度に策定しました牛久市第3次総合計画において「笑顔があふれやすらぎのあるまちうしく」を目指し、平成32年度までのまちづくりの指針としまして、各政策を進めてまいりました。当計画策定に当たっては、当時策定段階より市民の意見を取り入れるためまちづくり協議会を立ち上げ、多くの意見提言をいただいて計画に反映させております。

今回、第3次総合計画の下半期でございます後期基本計画の策定に当たりましたが、市民と協働して策定した基本構想はそのままに、各取り組み内容を現在の施策に更新する作業を行っております。これら、まちづくりの根幹は市民との協働によって行うものであるといった市長の政治理念にのっとり、市民と協働で策定した基本構想を重要視し、今回はそのまま継承する方針をとっているものです。

なお、今回の後期基本計画の中には、市長就任時に公約している事項についても盛り込んでおり、各施策の展開方向は現在の情勢に合わせて大きく更新しております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 3点目に移ります。社会情勢の変化による政策転換という点についてであります。

後期計画の策定に当たっては施策の展開方向は最新状態へという方針が示されております。首都圏のベッドタウンとして発展してきた経緯から、高齢化の進展は新たな社会問題を生み出



しております。一方、人口の推移から見ればこれまでかろうじて自然増となっていた状況も減少に転じ、社会増がなければ人口の減少へと向かわざるを得ず、若年世代の転入や結婚、出産数の増加を図っていかなければならない状況となっているところであります。こうした社会状況を踏まえ、どう政策転換が図られたのかを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 首都圏のベッドタウンとして今まで人口増加を続けてきた当市におきましても、日本全体が直面している人口減少とこれに伴う地域経済縮小は避けられない問題として振りかかってくるのが想定されます。

このため、国において平成26年11月に施行された、まち・ひと・しごと創生法に基づき、牛久市人口ビジョンと牛久市まち・ひと・仕事創生総合戦略を平成28年2月に策定いたしました。牛久市人口ビジョンでは、当市の総合人口の将来目標として2060年に2015年と同水準の8万4,000人を目指すこととしており、この目標のため今後積極的に取り組む施策を牛久市まち・ひと・仕事創生総合戦略でまとめております。

今回の後期基本計画の策定方針において、具体的な施策目標である展開方向は最新の状態へとしておりますが、この方針と同様に現状で動いている各課の計画についても全て含めるよう作業しております。その中には牛久市まち・ひと・仕事創生総合戦略も含まれており、人口減少等を踏まえたまちづくりに関しても整合性を十分図って策定しております。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に実施計画についてその策定状況について伺ってまいります。

実施計画は、一般的には総合計画の基本計画で定められた施策を事務事業として明らかにするとともに、基本計画の目標の達成状況を把握し、各年度の予算編成の指針となるものとなっています。この後期計画の策定に当たっては、今後執行に当たっては実施計画を策定した上で行政運営に当たるとの説明もございましたが、今後についても伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 実施計画は、牛久市総合計画進行管理規則において、牛久市総合計画を推進する具体的な手段である事務事業を予算的な裏づけをもって位置づけるものと規定されております。また、策定作業は当初予算の予算編成過程において実施することも規定されており、現在策定作業を行っているところでございます。

第3次総合計画の上半期分である前期基本計画においては実施計画にかわり5年間の財政計画を策定しており、市政運営に重要な財政的な裏づけと予測をもって政策転換の設計を行ってまいりましたが、今後はそれらの財政計画も含めた形で実施計画の策定に努めてまいりたいと

考えております。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 先ほども申し上げましたが総合計画というのは市の全体像を示すもので総花的で牛久市がどうあったらいいなというところを目指すもので、それを具体的に落とし込むものがこの実施計画ということで、これをきちんとそういう各条例等規則等に合わせて実施計画を策定していただきたいと思います。

この実施計画は議会の議場等で議論するものということではないのですが、公表についてであります。

次に、公表についてのあり方を考えてみたいと思います。実施計画は市民の皆様に御理解をいただくということも大変重要な問題と考えています。前市長時代はさまざまな媒体を通じていろいろな情報発信をしてられました。その手法に対しては果たしてどこまでが 필요한のかを精査しなければなりません、市政情報が市民の手元に届いたことは確かであると言えます。

事業の正当性を主張した情報戦略はもってのほかだと思いますが、届けるべき市政情報はきちんと発信すべきであると考えます。総合計画、基本計画も市の方針を具体的に示した実施計画も市民の皆様に御理解と周知を図っていくべきと考えます。市としての公表の方針を考えます。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 実施計画の公表につきましては、後期基本計画等あわせて概要をまず広報紙でお知らせします。それと同時に、市の情報公開統合窓口や市のホームページ等で公表を行う予定ですが、市民の皆様と直接話すことができる出前講座等も活用しつつ、市民の皆様に御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の答弁で、出前講座のようなものから、またタウンミーティングとか、そういうところでもというところでありました。市民からの要望だけでなく、市が積極的に市のこれから進むべき道はこういうふうであるということ、積極的に発信していくというのも重要なことであると思います。そうした発信が、ひいてはシティープロモーション、選んでいただける市につながると考えております。

公表の仕方というのは大変重要だと考えております。広報紙の新たなチラシを作成しなくても広報紙の中で今現在巻頭に特集ページを組んで、それぞれ1つの事業を、いろいろな角度から取り組んでいる状況をお知らせしているということも実際に行っているところでありますけれども、広報紙の先進地というのはこういうことを実際に具体的にやっているものですから、牛久市としてもこうした取り組みについて積極的に行っていただきたいと思います。

それでは、次に最後の稀勢の里関優勝並びに横綱昇進を祝う諸行事等について2項目4点の質問を行ってまいります。

今議会では、稀勢の里関に関連する質問が何人もの議員からなされているところでございます。こうしたことから、いかに快挙が、話題性が高いものかと知るところであります。その点、これまでの質問と私の質問も重複する部分もありますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めは一連の祝賀行事について1点目、祝賀パレードや祝賀会などの運営についての質問であります。冒頭に言及させていただきましたが、まずは稀勢の里関のさまざまな行事を終えられたことに心より感謝申し上げます。市長初め後援会事務局、職員の皆様本当にお疲れさまでございました。牛久、龍ヶ崎市両民のみならず多くの相撲ファンが応援していた稀勢の里関が、初場所での優勝を決められ見事に横綱になられたことは本当によかったと思っております。しかし、先ほども申し上げましたように、この快挙に後援会を支援している後援会事務局としては、大変それぞれの事業をどう進めたらいいのかということで御苦労されたことと思います。

これまでも、初優勝が取り沙汰される場所ではパブリックビューイングが実施されたり、優勝の懸垂幕を用意したり、地元後援会の名に恥じないよういろいろ準備をしてこられた後援会であり事務局であります。それが今回は初優勝に横綱昇進というダブル受賞ということで、全国民が注目する中での祝賀行事を進める後援会とともに、さまざまな準備を遺漏なきよう調べていかなければならない立場に置かれた事務局の責任たるや、思いをはせるところであります。田子の浦部屋や相撲協会との調整など郷土後援会、そして事務局のやるべきことは繁多を極め、怒濤のような日々を過ごされてきたことでありましょう。

この間、私のもとにも多くの方からお祝いコールや行事に参加してのいろいろな御意見、感想などが寄せられました。その多くは、それぞれの立場や稀勢の里関に寄せる思いからであります。後援会発足当時から古い会員の方は優勝に歓喜したのですけれども、一方で一連の祝賀行事の多さから、3月大阪での春場所に横綱として臨む稀勢の里関の稽古不足が心配だという声も聞かれました。また、他方で横綱に近づきたいというファン心理から、思うように交流できなかったことへの不満を抱いた方もいらしたことも事実であります。さまざまな思いが交錯したファンの声は後援会や事務局に届けられていることと思います。善処すべき点があれば、今後の後援会活動の中で生かしていただくことを願っております。

それにしても5万人が駆けつけたパレードでは、茨城県警の全面的なバックアップ体制のもと事故なく済んだことは大いに評価すべきことだと思っております。パレードや祝賀会は後援会と市の共催で行われたものですが、多くの職員の方が支援に回っていました。今後も横綱の

活躍が現実味を帯びているだけに市も後援会活動に全面的にバックアップしていかなければならないと思っております。今回の一連の諸行事の運営を踏まえ、市としては後援会とどのように連携し支援体制を整えていくのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 今後の稀勢の里関に関する祝賀会などは、これまでのように稀勢の里郷土後援会が実施するものです。しかしながら、稀勢の里関が優勝した場合などの大規模な祝賀会となった場合には、牛久市としても協力体制をとってまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に市外から見えた方への対応についてであります。

この稀勢の里関の横綱昇進をきっかけに会員の数も拡大しております。これまでの地元主体の後援会から全国へと規模が広がりました。こうしたことから、市外から千秋楽を終えた翌日に懸垂幕の掲揚式に訪れた方もいらっしゃったそうです。その方からは、牛久市に入ったもののまだ牛久市の状況が整っていないという状況を見て寂しがっておられたという話を伺いました。

こうした状況に市外からの問い合わせとか稀勢の里関の資料館とか、いろいろな駅を利用してくる方に対する情報提供とか、そういうことは後援会事務局にも寄せられていたのではないかと思います。具体的には支援体制は後援会が考えていくものであると思いますが、市としてはどういう点で協力していくことができるのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 柳井議員の御質問でもお答えしましたとおり、市としては今後ますます多くの横綱稀勢の里関ファンの方が牛久市へお越しいただくことを想定し、牛久駅東口に設置された手形入り石碑の紹介を初め、稀勢の里関に関する資料の展示等も含め、調整を図ってまいります。市街の方からの問い合わせ等に対しては市のホームページ上で稀勢の里郷土後援会のページへリンクを張るなど、市内外のファンの方が必要とする情報が得やすいように改良してまいります。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 車を利用している方は市役所にお見えになると思いますけれども、JR等を利用して来た方にとっては石碑があるとかそういうものはわかったとしても、どこにどうというふうに行けばいいのかということはいわゆる資料として提供されるものがどこにあるのかもわからないということで、少なくともそうした情報は市ができるような例えばフレカウターでそうした案内が受けられるとか、そうしたことができないのかという観点でお尋ねしたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの議員の御指摘も含めまして、後援会と市で協議してよりよい方向に持っていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤議員に申し上げます。質問残時間が残り少ないので簡潔にお願いをいたします。

須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 稀勢の里関に対する思いはるあるのですが、それを述べていると時間がなくなってしまうので、議長の御指摘のとおり簡潔にいききたいと思います。

次に、2項目めの今後の取り組みとして、情報発信事務局体制の強化という点について伺っていきます。

横綱昇進で郷土後援会の役割というのは一段と重いものとなり、それに付随して実質的な事務を扱う後援会事務局の事務量も大きく負担が増しているものではないかと思っております。牛久市のホームページを見てみますと、稀勢の里関のさまざまな祝賀行事等の写真が行われて大いに牛久市のイメージアップにつながっていると思っております。しかし、残念ながらトップページにはワンクリックで郷土後援会につながるようなアイコンが設定されてはおりません。また、商工会全体でおめでとうセールなどが行われていても、それが別なところからアクセスしないとわからないということで、市民みんなで横綱を応援したり横綱にあやかったりということで盛り上がっているという状況が見えてこないと言われております。

これまで行われた行事を行うだけでも大変な苦勞だと思いますけれども、こうした点から積極的にPRをし、事務局体制を整えていく、強化していくことが重要でないかと思いますが、市としての考えを伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） まず、市からの情報発信につきましては3月1日号広報うしくの表紙、裏表紙及び特集ページにて大きく取り上げさせていただきました。今後も、FMうしくうれしく放送やメルマガ、ホームページ等も改善しながらいろいろな媒体を使ってPRと周知を引き続き行ってまいります。

事務局体制の強化につきましては、昨日の小松崎委員の御質問でもお答えしましたように、専門の部署を設けることは現時点では考えておりませんが、今後も後援会に対して市としてできるだけの協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 最後に、横綱稀勢の里関の資料館の開設、横綱グッズの開発についてお尋ねしたいと思います。

牛久市には長山中学校にあるような資料館は開設できないんですが、入門から間もない萩原の時代から将来の逸材を見抜いた人々が中心となって設立した郷土後援会があります。これまでの角界での活躍を示す資料や化粧まわしなどを展示したり、また多くのファンはさまざまなことで写真を撮ったりしておられるんですけども、そうした写真を募集して展示したり、また公式グッズが販売できればということもおっしゃっておられる市民の方、こうした要望は強いものであります。そうしたことについて、牛久市としてはどう考えておられるのか。

また、商工会と連携して地場産品を生かした横綱グッズが開発できたらそれも資料館で販売していくこともできる、そういうふう期待している方もいらっしゃいます。いわゆる相撲グッズとしての商品というのは問題ないと思うところですが、市としてはこうした開発に積極的に支援していくという体制はできるでしょうか伺います。

○副議長（尾野政子君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 御質問の横綱稀勢の里資料館の開設と横綱グッズの開発につきましてお答えいたします。

エスカード牛久ビルを活用した稀勢の里資料館の開設につきましては、昨日柳井議員の御質問にもお答えしましたとおり、横綱稀勢の里関の功績をたたえる資料館を開設することは、牛久市の魅力を市内外に広く知らしめる上で非常に有意義なことであり、今後人を集めまちに活力を与える大きな要素の一つになり得るものと考えます。

しかしながら、エスカード牛久ビル内に設けるべきなのか、また、どのような施設を設けるのがふさわしいかなど、御提案も含めまして十分に検討を行ってまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、横綱グッズの開発についてでございますが、小松崎議員の御質問にもお答えしましたとおり、商工会に確認いたしましたところ、市内事業所での稀勢の里関関連のグッズや土産物の開発については質問や要望など現時点においてはございませんが、商品の開発につきましては日本相撲協会等との調整が必要となりますので、要望がありましたら、稀勢の里郷土後援会と協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 横綱誕生で、質問では地域の活性化という観点を結びつけて質問せざるを得なかったわけですが、ファンの一人としては地域の活性化云々ではなく横綱が一場所でも長く活躍されることを願っているところであります。

春場所に向けて稽古をしておいて、その中で鳴戸伝統の荒稽古を思わせるぶつかり稽古の中で、きのうのニュースでは額を11針縫うけがをされたということが言われておりました。今、心は横綱として恥ずかしくない土俵を踏もうということを一生懸命励んでおられるのだということ力を強く感じたところです。いまや、全議員が後援会会員となった議会から横綱には大きなエールを送りたいと思ひまして、一般質問をこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（尾野政子君） 以上で8番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。お疲れのところ、本日最後の一般質問をさせていただきます。

創政クラブの池辺己実夫です。

明瞭簡潔に一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って一般質問させていただきます。

本日、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目は牛久市のボランティア活動についての質問です。

牛久市内の地域においてはさまざまところでボランティア活動がなされており、そこに携わっておられる方々には本当に心から敬意を表したいと思ひます。同僚議員の中にも数名参加していると聞き及んでおり、改めてお礼を申し上げます。

このボランティア活動により、多くの牛久市民の方々が日常生活の中で何らかの恩恵を受けているのではないのでしょうか。ボランティアとはみずからの意思により参加した志願者のことであり、長じて自主的に社会活動などに参加し、奉仕活動を行う人、また奉仕活動そのものを指します。

特徴としては、一般的に自発性、無償性、利他性、先駆性の4つであります。そこで、質問であります。小学生の登下校時における安全見守りのボランティアについて、各小学校ごとに朝夕交通量の多い交差点や狭い危険箇所において蛍光色のベストを着用し、黄色の横断中の旗を持ち安全誘導を図っておられる、こうしたボランティア活動について、牛久市として正確な実態を把握しているのでしょうか。主に、立哨時間帯や場所、さらに名前などがあります。また、通学路線として指定してある危険箇所と立哨指導の位置との整合性はどうかお伺いをいたします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 改めて、ボランティアの方に感謝申し上げます。

各小学校ではボランティアの方の協力を得て、登下校時の児童の安全確保に努めております。安全見守りのボランティアの方については、各地区などの希望者の中にお願している場合が多いのですが、行政区などが行っている場合もあり、氏名等については全て把握しているわけではございません。立哨時間帯や場所については、各学校でボランティアの方と連絡をとり合い確認しております。1つの例といたしまして、ある学校では安全マップを渡し、小学校区内の危険箇所などの周知を行っております。また散歩などを兼ねて小学校区内の危険箇所などを見守っている方もおります。

各ボランティアの方は各地区地元の方なので危険地区などを熟知している方も多く、きめ細やかな指導を行っていただいております。登下校の時間等についても、かっぱメールやファクスなどを送ったり、お互いに確認しております。

危険箇所と立哨指導の位置との整合性についてでございますが、先ほど答弁したとおり、小学校地区内の情報提供したり地元の危険箇所等を熟知している方が多いため、防犯上、交通上、見回りが必要な場所についても立哨指導を行っていただいております。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

それでは続きまして、昨今小学生の登下校中の列や歩道を歩いていた歩行者に車が突っ込む事故が多発していることは新聞やテレビ等で放送されております。こういった事故は高齢者による運転ミスやながらスマホが主な要因であります。幸いにも牛久市内では発生しておりません。しかし、今後市内における交通事故を未然に防ぐことからボランティアの積極的な活動が必要と考えます。登下校中の見守り活動、ボランティアに対する感謝とお礼をする意味から何らかの形で具体的に表現するお考えはないのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問にお答えいたします。

見守りボランティア活動に対する感謝とお礼につきましては、ほとんどの小学校では何らかの形で実施をしております。各校とも感謝の方法はそれぞれ異なりますけれども、感謝の集いという形で実施しているところが多く見られます。内容につきましては、児童がつくったものをプレゼントしたり、歌を披露したり、給食を一緒に食べるなど学校さまざまに行っているところであります。また、お礼の手紙を差し上げたり、花束を渡すなどの例も見受けられます。各校ともいろいろ工夫をしておりますけれども、児童の感謝の気持ちを伝えることが大切だと考えております。

今後とも見守りボランティアの方の協力を得ながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。



以上です。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 各学校ごとでそういった感謝の集いが行われているということがわかって、私の勉強不足でありありがとうございます。

それでは、続きまして大きな2項目め、家庭用飼育動物についての質問に移らせていただきます。

家庭用飼育動物、ペットについてです。

現在、我が国で飼われている犬猫の数は推計で犬は約1,200万頭、猫が約1,000万頭と言われております。将来、犬猫を飼育したいと考えている人の数は、この2倍という大きな数字になっていますが、現実には数年前まで上昇傾向にあった犬猫の飼育頭数はここ数年横ばいの状況が続いています。この背景には経済的事情も含まれているそうです。また、現在ではペットの位置づけにも大きな変化が見られています。戦後のペットブームが始まるまでは犬は番犬、猫はネズミ対策の役割を担うことが少なくはなかったようですが、今はその役割は減少しています。そして、室内飼育がふえ、小さいかわいい種類のおとなしい性格が好まれるとともに、一緒に過ごす時間がふえ家族同様の関係が見られるように変化してきました。

そこでまず市内のペットの事情についてお伺いいたします。現在、牛久市では市政としてペットをどのように受けとめているのか。また、どのような調査をしてペットの種類や数を把握しているのか。そして、犬猫ばかりではなく蛇やカミツキガメなどの爬虫類などを飼育している方や同じ哺乳類でも獰猛な危険動物の把握はしているのか。重ねてお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 池辺己議員の御質問にお答えいたします。

牛久市では、平成23年3月に牛久市動物の愛護及び管理に関する条例を制定いたしました。条例には、市の責務、市民の責務、飼い主の責務などを定めており、動物の適正飼育ができるよう事業を進めてまいりました。

事業内容といたしましては、昨日の秋山議員の一般質問の答弁のとおりでありまして、保護した犬や猫の譲渡会開催を初めとして、飼い主のいる犬及び猫と飼い主のいない猫の去勢及び不妊手術費用の助成、イベントブースでの動物愛護に関する啓発活動、行方不明となった犬や猫、迷い保護された犬や猫の飼い主への帰還頭数の向上を図るための取り組みを行っております。

御質問のペットの頭数につきましては、牛久市での犬の登録数は平成29年2月現在で4,676頭となっております。猫については、法令上登録の義務がないため頭数は把握しておりません。また、蛇やカミツキガメなど爬虫類の飼育数につきましても、種類によって届け出等

がさまざまに届け出許可が必要ないものもあるため把握はしておりません。

例えば、御質問にある蛇については、種類によって飼育について県知事の許可が必要なものがあり、カミツキガメについては特定外来生物に該当し、原則的に新規の飼養、保管、運搬、譲渡、輸入などが禁止されています。哺乳類などで獐猛で危険な生物ということですが、まず茨城県動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い犬の中でも人に危害を加えるおそれのある秋田犬、土佐犬、ドーベルマンなど8犬種が特定犬として指定され、市内では37頭の登録があり、これらの特定犬は鎖などの係留ではなくおりの中で飼うことが義務づけられています。

また、哺乳類、鳥類、爬虫類などで人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物として飼育等に県知事の許可が必要になる特定動物については、動物の愛護及び管理に関する法律で、虎、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど約650種が選定されており、現在市内ではニホンザル、オオワシ、蛇の一種でボアコンストラクターなど15種117頭が許可されています。この許可頭数は、一般の愛玩目的の飼育数だけではなく研究目的や販売目的の飼育数を含むことから、その実数は変動するとのことでした。

これらの特定動物の飼育管理には一定の強度を有するおり型の飼育施設の設置や、動物へのマイクロチップ等の個体を識別できる措置等が義務づけられています。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） よくわかりました。ありがとうございます。

次に、これは同僚議員の方も聞いているような質問なので、同じような答えかもわからないんですが、質問させていただきます。

災害時におけるペットへの対応についてお伺いいたします。

先ほども述べたように、現代ではペットは家族の一員として生活をしている人がほとんどですが、2011年の東日本大震災や2015年の関東・東北豪雨による鬼怒川決壊や2016年の熊本地震など、大きな災害が起こるたびにペットを連れた被災者が避難所に入れない問題が生じます。それに加えて、避難所では動物が苦手な方やアレルギーを持った方への配慮が求められますので、難しい問題であるとは思われますが、そこでペットを飼われている方に牛久市としてはふだんから基本的なしつけを備えるように促したり、日ごろからキャリーバッグやケージに入ることになれさせたり、そして避難所等においては自治体等の指示に従いルールを厳守し、ほかの被災者に迷惑をかけないようにするためのガイドブック作成や、ペット連れの人々を対象にした避難訓練などを実施するお考えはあるのかお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） ガイドブックの作成や、ペット連れの人たちを対象とした避難訓練の実施についてお答えいたします。

平成23年東日本大震災の際、福島県からの被災者を受け入れた経験からも、現在の飼い主とペットの関係は家族同様で、避難所でも一緒にいたいという思いがあるという飼い主が多いことを認識しております。

災害時のペットとの同行避難は、被災された飼い主の心のケアの観点からも重要であると考えております。昨年11月に牛久小学校で行いました牛久市防災訓練では、試みとして仮設のペット避難所を設置し、会場では同行避難について環境省作成の同行避難のリーフレットをお配りして啓発を行いました。このリーフレットにはふだんのペットの健康管理や避難に備えたキャリーやケージになれさせること、ペットフードなど備蓄品の用意など災害の備えに必要な事項がまとめられております。リーフレットは、環境政策課の窓口や2階ホールに常備しているほか、市のホームページに掲載しており、今後はかっぱ祭り、エコフェスタなどに出席するイベントブースで啓発を行うとともに、狂犬病の予防注射会場に来られた飼い主へ配布を行うなど周知を図ってまいります。また、今後行われる牛久市防災訓練でも牛久小学校で行った啓発とペット避難所等の設置等を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

これは質問じゃないので答弁してもらわなくて結構なんですけれども、私がなぜこのペットのことをいろいろ聞くのかというのは、私も小型犬を飼っているんですけども、そういう中で私の友人が牛久市で事業をしていて、そこで昨年ペット連れの避難訓練をしたんです。そのときに、私も参加したんですけども、犬に、ケージに入れたり段ボールで、もちろん本当に被災のときというのは段ボールか何かケージがわりになったりするので、そこに入る練習をしても、なかなかふだんから練習していないと本当に入らないんですよね。そうするとやはり大変かなというのを一つ物すごく感じたことと、もう1点は靴とか履かせるのも、犬に通常なかなか、本当にふだんから訓練していないと履いてもらえないわけですよね。そういった訓練を市の方、行政と獣医さんなんかと一緒にやってもらえたらいいかと、これは希望なので全然答えてもらわなくて結構ですから。済みませんでした。

最後に、済みません、最後の質問に入らせていただきます。牛久市では、東日本大震災の際に県内で初めてペット避難所を開設したことは承知しております。福島県からの被災者とともに避難してきた犬8頭、猫2頭合わせて10頭を保護し、被災者から大変感謝されたことも承知しております。

しかし、牛久市内で災害が発生した場合、ペットの数はこのような数ではないはずです。牛久市地域防災計画では、ペット同伴者のみの避難所は想定してないとのことですが、ペットを連れている方についてはどのように避難すればいいとお考えなのか伺いたします。

○副議長（尾野政子君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） ペットを連れている方についてどのように避難するかのお質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、牛久市地域防災計画ではペットを室内に入れて避難生活をするペット同伴避難所は現状では想定しておりません。さきの質問でもお答えしたとおり、市内の犬の登録数4,676頭、猫については登録制度がないため犬と同数と仮定しても約1万頭近い犬や猫のうち同行避難される方がどれくらいになるのか想定が困難となっています。

昨年、第3回定例会の秋山議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、飼い主とペットが同居できる同行避難所を設置した場合の課題である犬種や大きさ、性格、ペットの種類等に対応したスペースの確保、多種にわたる動物たちが一堂に集まることを考えますとルールづくりが必要であると認識しております。

市内には、先ほどの議員さんのお話にありまして、ペット同伴防災訓練を主催した経験をお持ちの獣医師を初め、ペットの災害発生時の避難について知見を持ち協力していただける獣医師の方がいらっしゃいます。今後はこういった専門家に助言を求め先進事例等を収集し研究してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 済みません、本当によく説明していただいてよくわかったんですけども、最後に根本市長に確認したいんですが、根本市長の中ではやはりペット、一緒に避難するような人をどのように思っているのかというのを一言聞いて、私の一般質問をやめたいんですけども、よろしくをお願いします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も、ペットは大好きでございまして、まず災害時に遭ったときのペットの待遇といたしますか、処遇といたしますか、それを第一に考えた場合今回の武道館においてもそういう場所を第一につくってそういう皆さんの処遇に当たっていきたい。そして、今の防災訓練においても、この前中止になりましたけれども、ペット同伴での避難訓練ということを私常々言っております。

また、私の友人にも獣医さんがおりますので、いろいろ協力するよという話をいただいておりますので、具体的な話になりましたら、そういう方と色々な話をしながら災害時における

ペットの扱い方といいますか、そういうことについて私も十分な関心がございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 心優しい根本市長の一言が聞けて、本当に納得する一般質問ができました。どうもありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（尾野政子君） 以上で11番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでございました。

午後5時36分延会